

第六十二回 参議院 内閣委員会 會議録 第十六号

昭和四十四年五月八日(木曜日)
午前十時四十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朗君
理事 石原 幹市郎君
柴田 榮君
北村 暢君
山崎 昇君

委員 内田 芳郎君
源田 実君
佐藤 隆君
玉置 猛夫君
長屋 茂君
安田 隆明君
山本茂一郎君
前川 且君
村田 秀三君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
片山 武夫君
岩間 正男君

國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
國務大臣 荒木 萬壽夫君
床次 徳二君

政府委員

内閣法制局第二部長 田中 康民君
人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局 尾崎 朝夷君
給与局長 栗山 廉平君
総理府人事局長 栗山 廉平君

行政管理政務次官 熊谷 義雄君
行政管理庁行政管理局長 河合 三良君
行政管理庁行政監察局長 岡内 豊君
事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君

説明員

行政管理庁行政管理局審議官 石原 寿夫君

本日の會議に付した案件

○行政機関の職員に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

行政機関の職員の定員に関する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○村田秀三君 人事院総裁にお伺いをいたしますが、先般も山本委員、それから山崎委員も、短い時間の中でございましたが、寒冷地給の地域区分について具体的な御伺いしたいと思います。時間がございませぬので率直に聞きますので、要を得た簡明な答弁を願います。

そこで寒冷地給の地域区分、これに対して不合理があるということですね、年々いわれておる。私もそう思います。またさらに毎年、これは春夏秋冬といいますが、陳情を受けて、まさに不合理であると感じておりますが、人事院といたしましては不合理である、不合理が存在するとお考えになるかどうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 地域区分の問題は、まことにございまして、たいへん各地の意外に關係が大きいものでありますから、各地元において非常に御熱心であり、それだけにまた私どもも重大な関心を持って、その適正を期しておるわけでありまして、御承知のように、三十九年にだいぶ大幅な地域区分の訂正をいたしましたけれども、なおその後いろいろと検討を重ねまして、さらに昨年、部分的な手直しをやったわけでありまして、いまのままで完全に合理的と思うかというお尋ねでございますけれども、私どもとしては、よそ行きのお答えとしては、これはもういっばいなお上げでございます、完全に合理的でございますと申し上げなきやならぬところでありますけれども、そこはやっぱり正直にものを申し上げますと問題が残りますから、率直に申し上げますが、ちょっとやっぱり残っております。

それは昨年の手直しをやりますときに、できるだけ不合理をなくするという意味で基準なども考え直しましたけれども、これひとつ沿革的な大きな根拠が残っておりまして、御承知の最初の寒冷地給の決定の際には、これは大蔵省の所管の時代に府県単位で、原則としては府県単位で大きく押えられた。したがって一つの府県の中では、甘いところ、辛いところ、いろいろあったわけですが、要するに府県単位で押えておったわけですが、私どもが關係いたしましたからは、御承知のように、大体市町村というふうなことで押えてまいりましたけれども、府県単位時代のものを全面的に抹殺してしまふ、白紙に絵をかくような感じがすれば、できればいいのでありますけれども、それがなかなか従来の沿革もあって、一挙にできがたいというところから、従来のそういった府県単位の時代理にきめられましたことはできるだけ尊重しながら、しかも級地間の不公平のないようにというふうなことで、そういう制約のもとに作業をやっておりますために、そういう面から見ますと、率直に言つて、たいへんいっばいなお上げというふうには申し上げかねる。しかし、できるだけ合理的であるという御説明ができるように、昨年新しい基準まで設けましてやりましたわけですが、昨年議論になりましたけれども、とにかく沿革的に過ぎるところというのがいつまでも残っている以上は、それとの比較関係でどうしても、あそこさうだということ議論は尽きないわけですが、理論的には過ぎるところを一律に下げちゃったかどうかというところまで理屈は走るわけですが、しかしさうもにわかにはいきませんものだから、いまのようなことで苦心を重ねて今日に至っておりますということでありまして。

なお、それとはまた別問題で、積雪あるいは寒冷等々についてのデータというものは、これまで新しいものがだんだん出てまいります。むしろそういう新しいデータをも勘案しつつ、さらにわれわれとして、改めたほうがよろしいと思う部分については、なお今後も手直しをしようという努力は、これは捨てておきませんから、その点だけは御了承を願っておきたいと思ひます。

○村田秀三君 ずっといろいろ言われて聞いておりますと、不合理は認めつつも、歴史的な経過の中でやむを得ないものがあるというふうな、それからあと基準の問題が出てきました。甘い、辛いという問題、これは基準の問題になりまして、うが、しかし不合理は認められておるわけですね。それでそれをこれからは検討して改善の努力をする、こういうことであります。いま私が申し上げました三つの問題、どの程度議論できるかは別といたしまして、それは後ほどにいたしまして、その現在考えておる不合理だと思ふ部分、そ

りますから、この基準設定というのはむずかしい
ということになります。わかりませんが、基準が
なければならぬわけでありますからその基準
を、いまだ人事院が使用している基準というものを
公表されておるかどうかが、私も聞いたことがない
わけでありますが、公表されておるとすれば、そ
れでよろしゅうございしますが、その内容をお知ら
せ願いたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 先ほど基準につきま
して具体的に、たとえば寒冷につきましても平均気
温が一度、最深積雪は四十センチというものを申
しましたのは、寒冷地手当を支給する一番低いと
ころという限界でございします。それ以上の地域は
いろいろございまして、それにつきましても、雪
が非常に何メートルも降るといふところもござい
ます。そういうところにつきましても、それぞれ
何といふんですか、段階を追いましても、積雪の量
を追いましても、級地を引き上げるといふ形で格づけ
基準を定めております。

この間も御指摘になりましたように、たとえ
何と申しますか、奥羽地方の日本海側におきま
しては、平均気温そのものはそれほどでございま
せん。大体冬でも振氏マイナス二程度、海岸端で大
体マイナス一度程度というように思いますが、そ
れだけにございまして、大体一級地ないし二級地程
度という感じがございしますけれども、雪がござい
ますので、四級地ないし五級地になっているとい
うことで、寒冷度による冷害増高費の増高とい
うことと、それから積雪による寒冷増高費の増高と
いうことを、それぞれいっしょにプラスをいたしま
して、何級地に格づけをするという基準をつくつて
おります。これは従来から公表をいたしてお
ります。今回のものももちろん公表をしております
ので、ごらんいただきたいと思ひます。

○村田秀三君 それは一定の基準が公表されてお
るとすれば、何か資料ありましたらひとつお届
けたいと思ひます。

そこで、そういう資料に基づきながら、これは
認定をなさつておる、手直しをする、これまた

不合理が出てくるということもあり得るわけ
です。これは福島県に現実に起きているわけ
です。一つのことを申し上げますが、喜多方は三十九年
に五級地になりました。そうすると若松——ま
た若松周辺ということになります、北会津村、
塩川、本郷、会津高田、これは会津の中心で
す。まあ盆地は四級地という先ほど言ひ方を
なされたが、これはもう盆地の中心です。喜多
方も盆地の中に入れてもいいんじゃないかと私は
思ひますが、また喜多方が五級地になったことを
私はとやかく申し上げない、当然なるべくして
なったわけですから。そうしますと、これはい
ろいろ資料を見ますと、会津若松のほうが条件とし
ては高いように見受けられるのです。喜多方よ
りも。最低気温も喜多方よりも若松は若干〇・一
度ぐらいはちよつと高いようでありまして、ディ
グリーで。そういうものなかなはむしろ、喜多方
よりも会津若松のほうが高い、現地からきてお
るところの資料によれば、首をひねつておる方も
おるようですけれども、これは現地はうそはつく
まいと思ひます。これはおそろしく市役所が中心
になつてつくつておるはずですから。ところが、
喜多方が五級地には正をされて、そして若松がな
らない。塩川なんかは喜多方と全く条件は同じで
す。これはいろいろむずかしう言つて切りますが
ありませんが、たんぼ一つ境で四級地と五級地の差が
出てくる。全く条件は同じです。むしろ若松のほ
うが高い。これはどういふわけですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) こまかい話でおそれ入
りますが、私も気象庁の資料に基づきまして
格づけをいたしているわけでございます。で、御
指摘のように、喜多方と若松とは、平均気温にお
きましては、一月の平均気温がマイナスの一・二度
ないし三度ということ、まず同等でござい
ます。しかし積雪のデータによりまして、喜多方は最深積
雪が九十センチであるのに対して若松の場合
には七十六センチ、塩川の場合には七十三センチ
ということ、その間に若干の違いがございま

て、積雪の級地区分につきましては、七十センチ
以上の場合と、それから八十センチ以上の場合、
九十センチ以上の場合とは、それぞれ級地を異
にさせておりますので、そこに違いが出てきたと
いうことでございします。

○村田秀三君 どうも、資料が違ふのかどうか、
私がちよつだいしている資料とちよつと数字が違
ひますが、これはあとでよく調べてみます。調べ
てみますが、いづれにしても、先ほど申されたよう
に、盆地は四級地だと、この御念からすると、会
津盆地を、何か四級地を残さなくちゃならない
と、そういうことでやつておるとすれば、これは
大きな間違いです。私も見た限りでは条件は
同じです。そういう数字のことをここでやりと
りしてもしかたありませんから、別途そちらのほ
うの資料と後日突合してみたいと思ひます。若
松の問題はそれでございします。

もう一つ私が非常に疑問に思ひますのは、同一市内
に、行政区内に級地の分割されておるところと、
それからきつめて気象条件が違ふ地域がそこにあ
るにもかかわらず、地域区分が同一にされておる場
合とあるわけですね。具体的に申し上げましょ
うか、福島の場合ですと、これは福島市には、土湯、
飯坂、福島、旧福島です。もうひとつ町村合併に
よつてこれはなされたわけですね。これは、土湯と
飯坂、旧福島市内というのとは非常に条件が違ふわ
けですね。これはそちらで調べたものがあるかどう
か知りませんが、私のほうで調べたものがあるかどう
かから申し上げていいたのですが、非常に違ふと思
ひます。同一市内で、新市町村が旧新市町村の際に
格づけされたまま持ち込んできているものですか
ら、同一市内で級地の違ふもの、たとえば若松市内
では漢地区が五級地になっております。それから
旧若松市内、これは四級地、この二つの状態が存
在するわけですね。これはどういふわけですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 寒冷地手当の級地区分
のきめ方でございしますけれども、先ほど御説明
申し上げましたように、やはり従来の、たとえば
福島県全県を同じにするというよりは、非常に広

域というよりは、むしろきめをこまかくして市町
村単位、郡単位という考え方もございしますけれ
ども、市町村単位でやつていくというのを、人事
院としては従来からやつてまいつております。そ
こで従来の一万程度の市町村がございましたとき
の昭和二十七年現在の市町村区分の状態におきま
して格づけをしてまいつたわけでございますが、
その後市町村合併が行なわれまして、三分の一程
度の市町村になったわけでございます。そこで新
しい現在の市町村区分に、市町村区分の中ではす
べて同じにしたほうがいいかどうかということが
一つの問題点でございします。

いま福島の場合とか、それから若松の場合とか
について御指摘がございました。たとえば若松の
場合につきましても、若松の場合は、先
ほど申しましたように積雪量は七十六センチで
ございします。に、漢村の場合には百二十三センチ
といふことで非常に格差がございします。もつと端
的な話をして恐縮でございしますけれども、たとえ
ば浜通りのほうに浪江町というところがございます
。そこは非常にあつたかといふところでございます
けれども、そこにずっと山手の、海岸ばたの浪江
町に對しまして対馬村というのが合併をした。対
馬村というのは標高五百四十メートルもある阿武
隈山地の高いところでございます。で、非常に格差
がございします。そういうところを市町村合併をし
ましたからといって同じにするといふことはいか
にも問題がございします。で、私のほうとしまして
は、こつと市町村合併の場合におきまして
は、やはり級地が、それぞれの合併された市町村
の中の気象条件が非常に似ているという場合には
一緒にする。しかし非常に格差があつて、かえつ
て不均衡になるという場合にはむしろそのまゝに
しておいたほうが、人事交流上いいのじゃないか
という態度で考えております。したがつて、はな
はだしく、先ほどの何と申しますか、若松の場
合、あるいは浪江の場合なんかは特に問題でござ
いますけれども、そういうのははなはだしく格差があ
るといふ場合には、そのままにしておくという態

度でまいっておるわけでございます。

○村田秀三君 若松の場合は旧市内と湊の側、これはわかるのです。福島の場合は、これは土湯がかつてやはり村であった。しかし、その際に格づけは現在の三級地にされたかもしれせん。状況をとりみると、これは福島旧市内と著しく相違することはもう認めざるを得ないわけですね。いまのお話であるとするならば、これは同一市町村内であっても、最近の傾向としては、これは合併が進んでおるわけですから、相当に条件の差異が出てきておるという場合に、当然高く格づけされてもいい地域があるとするならば、それは是正されていいわけでしょう。そうですね。

○政府委員(尾崎朝夷君) 町村合併をした中におきますいわば同一市町村の中の級地区分のあり方といたしましては、ただいま申し上げましたように、はなはだしく格差があるという場合には格差を設けるということをやっておりますし、それほど差が比較的小さいという場合には同じにするという方向をとっているわけでございますが、福島の場合にはむしろ逆に言つて福島のほうをほんとうに気象条件からいって下げるべきだと考えます。で、格づけ基準からいって、先ほど申しましたように、もう少し下げるべきところが、なかなか下げることをいままですてきておりませんので、そこに格差が、御指摘の問題が生じてきたというふうに理解をすべきものと私も思っておりますが、なお一方です。その辺が一つ問題点でございますが、なお一方におきまして、私も申しまして、同じ市町村の中である地域につきまして、特別な地域について非常に格差があるという——たとえば日光の中で、日光の役場のほうは下のほうにございすけれども、中禅寺のほうの奥の上のほうは標高千メートル以上もございまして、非常に寒うございす。そういうところの役所につきましては、特に官署指定をしておるわけでございます。そういうことで同じ市町村の中のバランスというものはとってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○村田秀三君 福島の旧市内を下げなくちゃならないなどというような言い方をされると、これは問題だと思ふのですがね。そういうことでいろいろな——まああれわれしろうとから考えてみて、あるいは資料を見ても、若松の場合と福島の場合、これは相違して存在するということが、これはやはり明らかに不合理ですね。私はいま福島の場合を申し上げました資料でございますけれども、そちらの資料と違ふとまた困りますから申し上げませんが、それが山形の場合にはどうですか。山形市内に蔵王があるのです。蔵王はなんというところは六級地にしてもいいのですよ。これはやはり四級地ですよ。そういうものが存在をするから不合理なんだという言い方をされるわけですね。これは人事院の考え方としては、同一市町村の中に条件の異なる地域が存在するとすれば、差をつけてもよろしいという方針のようでありまして、これは人事交流面を考慮いたしてもぜひ必要である、これはすみやかに正されるように強く要望しておきます。

と同時に、先ほど来論議になりました——まあ私は同一市町村内の小さな問題をいま申しましたが、それでなくとも、この全案が苦勞してつくったところの、条件をそろえた、これは何といひますかね。資料があるわけですね。私これを見て言っておるわけですが、これを見まして、人事院は承知しておつても、なかなか金も要ることだし、一つ手をつけるに相当大量になるので、なかなか手をつけにくいという状態もあるのかもしれないが、とにかく整理しなければどうしようもない状態ですよ。基準をひとつあてていただいて、その基準に照らし合わせてひとつ突合してみたいと思ひますが、またその基準について問題があれば、いずれ機会を見て論議してみたいと思ひますけれども、しかしいづれにしろ、地域間に不合理が存在するし、小さな問題といたしましては、私がいま申し上げましたような問題、これは小さいけれども、その地域の中の公務員にとつては大問題ですよ。これは人事交流にも影響を与

えるということでありまして、すみやかに是正をされるように要望をしておきたいと思ひます。で、作業をなさつておられるということでありまして、少なくとも二年も三年もかかるということにはならないと思ふのです。ことしは無理かもしれないけれども、来年あたりにはきつと何とかしてみたいとかいうような一つの日程を持つておらないと、これはなるまいと思ひますので、この辺のめどをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 地方自治体において地方公務員のためにやりになつていくことについて、われわれとしては、とやかく申し上げるべき立場にございせん。いま局長が答えましたように、公務員のいるところという表現をいたしましたけれども、さらに精密に申し上げるならば、国家公務員のいるところ、しかも一般職でわれわれのカーパーしている公務員のいらつしやることという言い方が一番正確な言い方でありまして、そういう点からいまして、地方には地方の特別な御事情があるわけでありまして、あるいは別になることもあらうというふうに考えます。

それから先ほどの資料について、私も承知いたしておりますけれども、その資料はそれぞれ観測地点によつて資料をとるということになるわけでございますけれども、私どもの格づけは、何と申しますか、やはり公務員のいるところということを中心にして格づけをいたさざるを得ない、まあいたすことにいたしておるわけでございます。したがって、格づけの基礎条件をとるためには、やはり原則として市町村における役場の所在地というところによつて格づけをするということをやっておるわけでありまして、先ほどの資料につきましては、そういう観測地点でございますから、たとえば山の上とか、そういうところの山の観測地点について表示してございすけれども、その寒冷地手当の地域区分としての資料をとるためには、やはり役場の所在地を原則として格づけをするということをやつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○村田秀三君 自分身の手定した時間がございまして、そろそろやめたいと思ひますが、もう一点伺ひますが、各地方自治体が、人事院勧告の指定とは別に取扱つておるところがあるわけですね。これは地方自治体でございまして、人事院の介入するところでないというふうには考えますが、これに対してどのようにお考えになつておりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 地方自治体において地方公務員のためにやりになつていくことについて、われわれとしては、とやかく申し上げるべき立場にございせん。いま局長が答えましたように、公務員のいるところという表現をいたしましたけれども、さらに精密に申し上げるならば、国家公務員のいるところ、しかも一般職でわれわれのカーパーしている公務員のいらつしやることという言い方が一番正確な言い方でありまして、そういう点からいまして、地方には地方の特別な御事情があるわけでありまして、あるいは別になることもあらうというふうに考えます。

同時にもう一つ申し上げますが、地域給付がありませんが、それ以外の手当等について、もちろん国家公務員は人事院の所掌するところでありまして、人事院の方針と違つたものが国家公務員に適用されるなどということはあり得るはずありません。しかし公企体であるとか、あるいは地方自治体であるとか、少なくとも人事院の基準を一つの基準にしてすべて扱つておつたものが、最近の傾向としては変えられつつあるのではないかと、地域給付ばかりではありません。私の知つておる限りでは、きわめて重要な問題が別に扱われつつあるというところは、それだけ人事院の——少なくとも地方公務員であらうとあるいは会社社であつても、ひとつ人事院の方向をそんたくしようじやないかという気持ちで給与面の管理をしておつたに

もかかわらず、人事院が公平をくずすことによつて、不合理性を深化させることによつて、その待遇というものが全国的にくずれていくということは、これはやはり大きな問題であろうと私は思いますので、少なくとも大衆全体を納得させるような合理性のある措置というものをとられるように強く希望をいたしまして、地域関係の質問を終わりたいと思います。

行管長官にお伺いいたしますが、先般山さんちよつと触れたと思うのですが、四十二年の十二月、一省庁一局削減を閣議決定いたしました、四十三年度中にそれぞれ措置されたようであり、措置されました結果、どのように機構、職が変更になったか、現状についてお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いわゆる一省庁一局削減というのは、俗に行政改革の起爆薬であるといふふうな表現で前長官もお答えしたように記憶しておりますが、これは毎度申し上げておりますように、行政改革をやるということは、口で言うのはやさしいやうございますが、実際は非常にむづかしいといふことで、起爆薬などといわれるような一省庁一局削減を、見方によれば画一的であり過ぎるという批判もあり得ようかと思はれることをやめたわけでありまして、これは同時に、続いて行政改革の実現をはかる意図を持っておたうたわけでございますが、当時考えられておたうたことには必ずしも進んでいないことをまことに遺憾に存する点もござります。ただ、これを契機といたしまして、その趣旨はある程度政府内部に理解されおりました結果、四十四年度予算を御決定いただきましたが、これに関連する限りにおきましては、外局あるいは局、部などというものはほとんど新設しないやうな趣旨におきまして、行政改革の趣旨にやささかでも前進をし得たんじゃないやうかと存じておるわけであります。てまえみそを言わしていただければ、御審議中の総定員法を御決定いただくことによりまして、緩急軽重を勘案しつつ、かれこれ融通し合いながら、

定員におきましても、またさらに機構との関連においても、行政改革の実をあげ得るやうになるやうかと存じておる次第であります。

以上お答え申し上げます。

○村田秀三君 これは長官の就任前のことであるといふことになりましたが、総定員法が通つたならば効果が出てくるのではないかと、いふやうな意味にも受け取れるわけですが、私がお伺いしておりますのは、どういふ状態になつたか私には知っておるわけでは、知つておつて申し上げるわけですが、長官これは事務的なことですから、お答えできないとすれば、局長にお願ひしてもいいわけなんです、が、ひととどがどうなつたか、具体的にずつと読み上げられても時間がかかるので、どうしようかと思つてゐるのですが、結果的に、要約すると、どういふことになつたのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。一つ一つ読み上げますと時間がかりますので、結果だけを申し上げますと、局においては十八局減になつております。部におきましては、局を減にいたしましたかわりに十二の部が新設されております。局部の関係だけで申しますと、さういふことになつておりますが、そのほかに、たとえば総理府の青少年局を青少年対策本部にいたしましたり、あるいは行管の統計基準局を統計主幹にいたしましたり、さういふ組織の縮小も入つております。

○村田秀三君 これは会議録に内容を載せたいくらいに思つておるのです。なるほど十八の局はなくなりまして、しかし、よく見ますと、官房長が一名ふえて、局長の部五つ、官房長の部四つ、その他部一、結果的に十部ふえてゐる。さうして総括整理職であるとか分掌職であるとか、きわめて責任の重い職が十七もふえておるというふうになつておる。違へば御指摘いただいてけつこうでありますけれども、十八の局はなくなるのではなく、たが、むしろ結果的には機構が複雑になると同時に

部がふえておる。あるいは総括整理職であるとか分掌職がふえておるという結果が出てきておるわけでありまして。だから、これを見ますと、閣議が意図したところのものと違ふものができてしまつた、こう私は見るわけですが、それは長官どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(河合三良君) 御指摘の総括整理職につきましては、これは法律職ではございませんで、政令職の官が増加をいたしてゐる向きがございまして。ただ、法律職の局の減少に対応いたした法律職といたしましては、これは増加をいたしております。むしろ十八の局全部がたゞいま申しましたように十二の部に格下げになつております。

○村田秀三君 まあいいでしょう。局が部になつたのだから格下げになつた、こう言われるわけですが、私の認識では、実はこれをずつと系統的に調べました。まあ調べていただいたといふのが正確かもしれませぬ。これを見ますと、簡素化、能率化などということには絶対理解できないで、これは、一つ一つの問題でやりたいと思ひますが、時間もありませんからこれには触れませんが、時間もありませんからこれには触れませんが、局を部という名称にしたと同じように思われるものもあるし、その局に存在しておつたすべての部課はそのまゝ一段下げたかつこうにして整理をされておる。整理統合などというのではないのです。これはいかほど説明しようとも、私どももいたしましては、閣議で決定された趣旨というものが、この機構改革自体の中ではこれは発見できない、こう私は思ふんです、実はですね。

もう一つ聞きますが、私の認識とそちらの認識が違ふわけでありまして、どういふ答弁が返ってくるかといふことは、私も想像できませんけれども、これをやつて、しからばこれはどういふ効果があるわけですか。具体的にあらわさなければいけません。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一省庁一局削減そのものは、局が部に形を変えただけでないかといふ御指摘はあり得ると思ひます。これが起爆薬たるゆゑんでもあると思ひますが、それをきつかけといひまして、先刻お答え申し上げましたやうに、四十四年度の予算に關します限りは、そのことがなかりせば局とか外局とか、部とかがおそらくは相当数認められざるを得ない勢いを醸成したと思ひますけれども、起爆薬のおかげで、これはほとんど押えることができた。むしろ押えるだけじゃありませんし、ほんとうに必要なところはふやさなければならぬことはあり得るともろん思ひますけれども、また総定員法に結びついて恐縮でございしますが、配置転換によつて、ふやさないで合理化していき、行政サービスをとさな

いといふ目的を達する手段がございせん、と、局を減らしたばなしといふことは、即出血定員整理になるわけでありまして、人員整理になるわけでありまして、それがやれないものだから、何かせめて局といふものを部に格下げといふ形ではございまして、やること自体の将来に対する効果をねらつたもの、かように一局削減のことは理解するわけでありまして、その理解に立つて申し上げますれば、いま政府委員からも申し上げましたが、私からも繰り返し申し上げましたやうなことが、効果としてはあらわれてきておると評価してよろしいんではなからうか、こう理解しております。

○政府委員(河合三良君) 数字的に若干補足させていただきます。

昭和三十三年から昭和四十二年に至りますまでの五カ年におきましては、平均でございまして、機構の純増加といひまして、年に平均、局が二局、部が一部、それから課が二十二、それから特殊法人が六、それだけこの五年間各年平均してふえております。四十三年度につきましては、ただいま申し上げましたやうに、局において十八の減、それからそれに伴ひまして十二の部が新設されておりますが、そのほかに二部を減にしており

ます。それから課につきましては、差し引き一課の減をいたしております。

また昭和四十四年度御審議いただきました予算並びに現在御審議いただいております設置法によります組織の改編によりますと、外局、局部は一切四十四年度につきましてはこれは認めておりません。また認めておられない案になっております。また課につきまして、これは現に四課が減になつておりますが、課に相当します官と申しますか、総括整理職の官が四つふえておりますので、これは差し引きいたしますとゼロという勘定になつております。

そういうことでございまして、過去五年間の平均と比べまして、かなり昭和四十四年度の機構、定員につきましては、これは簡素化の実があつておるといふように、簡素化と申しますよりは、増加を押えたという効果はあつておる、こういうふうにご考へております。

○村田秀三君 まあいいでしう。これは認識の違いもありまして、それはその程度にとどめますが、まあいづれにしろ、私らの考へとしては、これは一局削減を決定したのでやらざるを得ないから、名称を変えながら結果的にはすべてのものを温存されておる、こう理解せざるを得ないわけですが、それはそれとして、いいでしょう。

次の問題に移りますが、この五%削減問題、これもまたすべてこれ発表していただきますと、時間がかかる問題であります、各省庁別の削減計画です、これをひとつお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 具体的に政府委員から申し上げます。

○政府委員(河合三良君) 各省庁別の削減計画でございますが、これにつきましては、四十二年度末の該当対象とした定員につきまして、それを基礎にいたしまして計算いたしておりますが、職種によりまして、欠員を保留するのになじまない職種がございます。それは看護婦でございますとか、病院のお医者さんでございますとか、

あるいは教員でございますとか、そういうものにつきましては、欠員の保留がなかなかむずかしい。それに比較しまして一般の職員につきましては、それはどのむずかしさではない。そういう職種によります種類の違いがございますので、これを各省庁と十分御相談をいたしまして、三つの分類に分けて、第一は、これは一般の職種といひまして、特に削減の場合に考慮を加えない。それから第三分類といひまして、特に削減措置になじまない職種、ただいま申しましたような職種をあげまして、その中間的には、削減にはなじまないけれども、しかしながら第三分類ほどではないというふうな三つの職種に、各省庁と十分のお打ち合わせの上分類いたしまして、その分類に基づきまして、各省庁の基礎数にウエイトをつけまして、それによりまして第二、第三分類は、第一分類よりはそれぞれ若干ずつ軽減の措置をとるという形をとりまして算定いたしましたものに基きまして、各省庁の削減率を計算いたしております。

○村田秀三君 まあただいまお答えいただいたのは、この削減計画の何といひますか、方針とでもいう事項じゃないかと思うのですが、そうではない、結果的には結局四十二年度末、総理府の定員が何名であつて、そして四十三年度の削減数は実数は幾らである。四十三年度末は幾らであつて、あと四十四年度、四十五年度、四十六年度はどれくらい減らしていく、結果的には幾らと、こういうことを実は知りたいと思つたわけですが、これはなぜ申し上げますかといひますと、私もこれは資料を持つております。この資料がまさか間違つてゐると思ひません。ひとつ合わせてみたいといふこと、まあ記録に残しておいていいんじゃないかといふことを思うので申し上げるわけですが、これをひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) それでは行政機関別に四十二年度末定員、それから先ほどの基本的な事項だけ申しまして、昨日も御議論のございました点につきましての説明を入れておりませんでした

が、従来の欠員不補充の措置に基づきまして、四十二年の九月二十日現在の欠員数を、これを四十三年度予算で落としております。これを加えまして全体で五%になつておりますので、その数をただいまお読みいたします。これは四十二年八月三十日の閣議決定で定まつた数字でございます。全部読み上げるようにいたしますか。

○村田秀三君 これは読んでもらつたほうがいいのですが、時間がなくなるので非常に困つてゐるのですが、それをひとつあとで私にいたいて、そしてこちらで申し上げることが数字的に食い違いがあればこの際質問することにして、先に進めたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) それではそちらに、資料をお持ちでございましたらそれを見ていただいたほうが早いと思ひますが、よろしゅうござい

ますか。それでは最初に申しますのは、四十二年度末定員でございまして、次に申しますのが四十三年度の削減数、それから次に申しますのが今後三年間の削減数といふことでございまして。

総理府本部が四千七名、四十三年度の削減数が三十五名、それから今後三年間で六十名、それから最後の合計を申しますと九十五名でござい

ます。公正取引委員会三百三十六名、それから三名、十一名、十四名。

○村田秀三君 けつこうです。

○政府委員(河合三良君) 国家公安委員会七十七百九十二名、四十九名、二百五十四名、三百三十三名。土地調整委員会十八名、ゼロ、一、一。首都圏整備委員会五十一、ゼロ、三、三。宮内府千六百六十七、六十八、八十二。行政管理局千六百六十七、六十八、八十五、百四十九。北海道開発局千六百六十七、六十八、百七十、七百四十九。九百十九。防衛庁三百四十六、千五百五十八百九十四、二千四百九。経済企画庁五百九十四、ゼロ、二十六、二十六。科学技術庁二千三、二、九十四、九十六。法務省四万七千八百十九

二百八十九、千二百五十六、千五百四十五。外務省二千六百五十四、三千三百二十四、百五十七。大蔵省六万七千五百六、五百二十九、千六百八十七、二千二百十六。文部省十萬四千四百九十七、八百七十七、三千三百三、三千九百七十五。厚生省六万五千六百九、百四十、千六百六十八、千八百八。農林省六万二千三百三十九、千六百八十七、三千四百、五千八十七。通商産業省一萬二千九百三十三、三千四百、四百三十一、四百六十五。運輸省三万四千八百九十八、百十、千三百七十五、千四百八十五。郵政省三千三百二十五、六十五、百九十、二百五十五。労働省二万七千六百二十一、百八十五、千八百三十八、一千二十三。建設省三万五千七百十九、千六百七十、千四百五十、三千百二十。自治省五百二十四、二、二十六、二十八。合計五十二万五千二百二十、七千四百六十八、一萬八千七百九十三、二万六千二百六十一。

以上でござい

○村田秀三君 わかりました。そこであらためてお伺いするわけですが、大体これ合つております。合つていないとおかしいわけですが、合つて

いるといふことでお伺ひするわけですが、この削減計画といふのは、先般来山崎委員とか山本委員からもいふ質疑がなされましたが、職があつて人が存在する。仕事があるから人がお

る。私も単純にそう考へるわけですが、そういうような立場に立つて考へますと、その削減される計画といふのは、削減計画といふのは、各省別に具体的に、第一次行政改革の内容もあつたけれども、各省別におそらく何といひますか、具体的にどの部門をどのようにしたならば何名の定員が削減できる、こういうふうな具体的な計画があるものと思はれる。またそれがあつて前提になつておるのではないかと実は思つてござい

ますが、その点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 本来ならば、おっしゃるような職の軽重緩急を考へて人を思い、考へに及び、そして削減し得るかどうかといふことの一連の考へ方に立つべきものであることは

お説のとおりだと思います。現実問題としてしましては、さつきも触れましたけれども、総合的に仕事

が、国民の要望にこたえるゆえであるという課題と取組まざる場合、出血整理はもろんやらないというやり方で当面やりましたのが、いま申し上げたような、各省庁の責任において考え、かつ相談をして最終決定をしたというやり方でござい

ます。したがって、本来こんなふうな考え方でいくべきだというお立場からの御質問に対しては、びつたりはまったやり方ではなかったという批判の余地はあり得ると思います。当面、将来の大目標を掲げて進むにつきましては、一省庁一局削減もさることながら、総定員法御決定の上に、将来に向かって運営すべき基本的な考え方として、それは、それぞれ有無相通じて、なるべく簡素な合理的な組織、機構、定員というもので行政需要に対応していきたい。そういうことの前提として

大体五割見当の――五十万といたしまして二万五千人ぐらゐの留保定員があるならば、ふやすところはふや、減らすところは減らすというやり方で、しかも出血整理をしない。配置転換を活用するということをやります場合の準備行動として、四十三年度をこの五割の内訳としました。今後の年次計画的な削減定員数を予定しております。こういうことでございまして、少しくどくなりましたけれども、繰り返し申し上げるようですが、本来十分考えてやるべきものが現実的にはやり得な

いままに、批判の余地もあらうかというやり方で、五割という数字を御披露しましたように決定をして、前進しつつある、こういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○村田秀三君 長官、この間から山崎質問であるとか山本質問を聞いておりますと、ただいまのような答弁をなさっております。それほんとうですか。率直に聞きますが、長官はそう答えておられるけれども、各省庁としてはまた別な考え方と対策を持って、先ほど突合いたしました数字をはじき出してきたのではないかと思うのです。各省庁が

困っておるのではないかと私はそんなくするわけですが、どうなんですか。その辺局長はどうですか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

この三年間五割削減の削減計画につきましては、それぞれ各省庁と十分お打ち合わせの上、こういう数字を出しております。これは従来も自然離職率でございまして、あるいはいままでの欠員不補充の実績でございまして、そういうものから勘案いたしまして、この程度のものではできないかということ、各省庁と御相談申し上げた上きめたものでございます。この減員につきましては、それぞれ各省庁は今後三年間の削減数を原則として三分の一ずつを、各省庁四十四年度予算で減員計画として出さしてきていただいております。定員の関係の御質問もございしましたが、定員につきましては、欠員不補充をして、それから省庁内の措置につきましては、行政事務の簡素化、合理化、効率化によりまして、それに見合うものを考へていただいて、この定員の削減を欠員不補充によって実現していくという考え方に立っております。各省庁その点についてはお打ち合わせの上きまったものでございます。

○村田秀三君 平たく私は申しますが、いま局長の答弁の中で、離職率がこの程度あるということの一つ、そしてそれを不補充でいける条件をつくるのだ、簡素化、合理化、こういうような言い方をしていますね。それだと思ふのです。私が申し上げているのは、各省庁が、これはこのくらい削つてもよろしいやうございまして、欠員を不補充の状態にしておいても、仕事は一〇〇%やっていますよというからには、その簡素化、合理化あるいは機械化であるとか、あるいは人事管理の面を改善して効率を高めるとか、そういうものがなければ、これは数字は出てこないわけでしょう。そうじゃありませんか。長官は先般来、五割をめどにしてやれといったところが、こういう数字が出てきた。平たく言えばそういう言い方でありま

す。何人削るから不補充にしておいてもよろしいという背景があるはずなんです。長官はそういうものは考へておられないようなことを先般来言っていますけれども、そうではないはずですか。どうなんですか。その辺のところ、局長は簡素化、合理化というものが一つあるという、簡素化、合理化があるならば、その内容を私どもは知りたい、こういうことなんです。何も長官は隠そうとして言っているとは私は思いませんが、どうなんですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) いまの御指摘の点は、ちよつとことが足りなかったかとも思いますが、行政管理局の立場に立つて一般的なことを申し上げたつもりでございまして。政府委員からも申し上げましたように、この五割削減という目標を掲げて閣議決定しましたのは、やり方としては、各省庁のそれぞれの責任において、立場に立つて、緩急轻重を考へて、可能な限り五割削減の年次計画的なことをきめてほしいということを出発点としておりますから、各省庁それぞれ自体としては、よその省庁はどうであらうとも、自分のところでその掲げられた目標を達成するとなれば、こういうところが比較的ひまであると申しますが、留保定員の中に補充しないでとっておけるといことを考へて、省庁の意見が出されたものを集計する立場で先刻御披露した数字になった。こういうことでございまして、各省庁ごとの定員の流用ということとは、実際問題としてはできない条件下においてのこととございまして、省庁別に比較しますれば、ある程度合理的でないという御見解もあるいはある、そのお気持ちでのお尋ねと思つて先刻来のお答えを申し上げたような次第でござい

ます。その意味で客観的に合理的な根拠に立つてやつたとは申し上げかねる意味もございまして。要らぬことを申し上げましたけれども、要はそういうことでございまして。

○村田秀三君 だから問はず語りに長官もおっしゃっておるんですよ。というのは、各省庁にひとつ五割なら五割の目標を与えた、与えたところが、これはどうしてもそこまでできない。だから

三%でもって終わっているところもあるし、二・三%程度で終わっているところもあるし、八%にもなっているところがある。結果的にならして五%、だから結局各省庁が考へている考えを私は知りたいと、こういうことです。それを長官は、そういうものはなかったやうな言い方をされて、批判を受けてもやむを得ないのだということを先

ばしつて言っておられるんですけれども、各省庁はあるはずですよ、私はこう言うんです。あるわけでしょう。これはどうなんですか。

○政府委員(河合三良君) ただいまパーセンテージが違ふというお話でございしますが、これは各省庁困つた結果変わったということはないと思つております。これは従来の凍結定員の積み上げの過不足の問題が一つございまして、もう一つは、先ほど申しました非常に削減に及ばない職種、看護婦でございましてか医者でございましてとか、学校の先生でございましてとか、そういうものにつきまして、特別な軽減措置を講じております関係上、そういう職種の多い省庁は削減率が低くなつております。また逆に、そういう職種が比較的少ない省庁は削減率が高くなつております。そういうことで計算いたしました結果でございまして、これは各省庁が困るから削減率を低くしてほしいということで差ができておるわけではございませんで、そういう基準を立てまして、それによりまして計算いたしました結果でございまして。

○村田秀三君 どうもなかなかわかりにくいんですが、同じことを何べんも言うようですが、なじまない職種ということばが出てきました、先ほど申し上げました。だからなじまない職種は減らすわけにはいかぬでしょう。しかし、当然なじませるために、機械化をすればいいとか、たとえば計算事務であれば電子計算機を入れるとか、あるいは現業でもそうです。郵政の場合なんかは貯金保険にEDPSを入れて機械化をするという考へを持っておる。だから各省庁は機械化をする、そうして合理化をする、すべてが合理化ということにあるいはなるかもしれませんが、とにかく効率を高

めるための人事管理をする。それから不必要な行政事務はカットする、そういうことになるなければ、そう減らすことはできないわけですよ。定員はあるけれども不補充だ、そういう言い方もされておるようですが、不補充であつたにせよ、定数、定員に見合うだけの業務量はあるにもかかわらず不補充でやつたとするなら、業務は実際上は余らなければならぬ、理屈の上からはそうでしょう。だから、いまおっしゃっているようなことをそのまま認めたとするならば、政府が5%削減を指令しなくても、本来なればいままでもやれたのだ、人を減らすこともできたのだという逆説もまた出てくる。とするなれば、これはやはり仕事はあるのだ、減る部分もあり、ふえる部分もある。どこの部分が減つてどこの部分がふえましたから、したがって人員は幾ら必要だ、これが出てくるわけでしょう。だからいわゆる不補充、不補充というけれども、定員はそのまま置いて、不補充は二万六千名だ、こういうけれども、しかしその分の業務量というものはどうやってしからば処理をするのかという問題になるわけですから、それを機械化するのか、簡素化するのか、業務カットするのか、超勤をさせるのか、いろいろなければ、そういう条件が整わなければこの数字というものが出てこない。長官は何もない、何もないと言つておるけれども、各省は考えてやつているんじゃないか。これは二・三七%、総理府はそうです。一番多いのは農林省の八・一八%です。人員の多寡ではなくて、これはパーセンテージですからね。それは先ほど言いましたように、なじまない職種が云々という小さな部分はあるかもしれないけれども、しかし全体的にいってたらこんな数字は出てくるはずなんです。だから各省が持つているんじゃないかと、その持つているものを出しなさいと、どうしてもないというののですか。

○政府委員(河合三良君) 先ほどもちよつと御説明申し上げましたが、各省庁別にそれぞれ各省庁内部でどの部局からどれだけ人間を落とすかという

ことの減員の要求が出てまいりますと、それにつきまして私どもは十分に審査いたしました結果、個々の省のパーセント削減の昨年度に当たる部分については、この省庁のこの部局からこれだけ落とす、業務量をそれだけ減して削減していただく、同時に業務量は別の面でふえているところがございまして、そこに増員を回すということでございまして、どこから落とし、どこに増員がいったかということは、これは四十四年度の予算書には載っているという形になっております。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） いまのお尋ねに私なりに補足して申し上げたほうがいいように思います。ことを言わせていただきますが、御指摘のように、自然減耗はあと補充しないということは、実質的には定員が減つたのと同じことになる、仕事があるのに人が減れば、労務過重になりはせぬかという角度からの御質問の意味であらうかと思うのですが、それはむしろ各省庁で自分の責任においては仕事そのものを簡素化する努力をし、あるいは機械化するということをやり、あるいは報告事項を再検討して減らすということをやり、仕事量そのものを減らす努力もしながら、五％削減の政府の計画に順応していくという努力は各省庁ごとにはむしろやられておるはずでありまして、それが一々どういうことを何についてどうやったかということのいまお答えは、政府委員からも困難かとは思いますが、責任の立場に立つて趣旨を理解しながら、労働過重にならぬようなやり方で、できるだけの協力をしてもらうというやり方で積算しましたのが先刻申し上げた数字になった。そういうことであらうかと思しますので、蛇足かもしれませんが、補足させていただきます。

○政府委員（河合三良君） 若干補足させていただきますと、ただいまの御質問に対するお答えの一部といたしまして、行革三カ年計画におきまして許認可事務の整理あるいは報告事務の整理、これは許認可事務につきましては一％以上の整理をいたしておりますし、報告事務に關しましては二

割以上の整理をいたしております。その他、人事会計事務の簡素化でございますとか、あるいは事務の民間委託でございますとか、そういうことによりまして、いわゆる一般の事務の簡素化をはかる。またこの三カ年計画の中に、これは各省庁別にどの許認可をやめるとか、どの許認可を簡素化するとか具体的にしておりますが、これはただいま申しますと時間がかかりますので申し上げませんが、これは具体的に一万三千八百十件の整理が具体的にしております。

そのほかこの三カ年計画にあらわれませんものでも、たとえば月報を四半期報に変えますとか、あるいはタイプの性能のいいものを入れまして、いままでの二台分を一台で間に合わすとか、そういう実質上の形は三カ年計画というものにあらわれませんけれども、いろいろな事務の合理化、簡素化があると思います。そういうところまでにつきまして、私ども具体的にどういうことがあったかということは突きとめておりませんが、まあ一つのあらわれが三カ年計画において許認可その他の事務の合理化だというふうに御理解いただいたと思います。

○村田秀三君　いまの局長のお話ですね、行政管理局という庁がその任務を遂行するのにその程度でよろしいのだということになるうかどううか。これはまあ私も、いやそれでいいんだときめればそれでいいと思いますがね。しかし、私は先ほど来申し上げておるように、まあ先般も資料をいただきました、つまり許可認可事項がこう変更になりますとか。だからそういうものをこれから機械化するもの、能率を高めるもの、全部合わせて人が幾ら削減できる、こういうものでなければなるまいということ。そして長官が、先般来のお話はあるけれども、しかし各省ではそれが考えられておるといふこと、あるはずなんです。なければおかしいのだ、実際。いま局長が申したようにあるはずなんです。だから、あればそれを出してくれといふのです。その点はどうですか。行政管理局としてそれを調べてみたいと思いませんか。

これは、事実こういう数字が妥当なものであるかどうかということですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これはむずかしいお尋ねで、ちょっとお答えができないような気もしますが、さつき政府委員が申し上げましたような三年計画に盛り込んでおりますところの行政政策化の諸課題という形では出てきますけれども、そのほかには三年計画などと麗々しく法律事項等の形で出てきませんでも、各省の省令ないしは政令等で定められたものが簡素化される、あるいはそういうものに及ばないでも、事務の運営のしかたそのものが、各省庁内部の訓令等のことで処理できることもあり得るはずでございまして、それらの表面に出てきませんことは、各省庁の長が責任をもって自分の部内の公務員の立場に立って、なるべく無理がいかない線はどこだろうと、またそれを実現させるためにはどうすればいいかを考えた結果が結論として私どものほうに連絡をされ、そのことを通じて調整しながら、最終的なそれぞれの省庁の年次計画の保留定員の割り当的な数字になっておるということでございまして、各省庁ごとにはしからばどんな考えを実行に移しつつあるので、どれだけ仕事量が減ったかということとを申し上げることは、ちょっと実際問題として困難かと思いますが、各省庁が責任をもって部内の士気を落とさないでやっていけるはずでございしますので、そのことは信頼して私どもとしては処置するほかにはないという課題につながるかと思ひます。

これはことさらずらからうということじゃ毛頭ございませんで、実際問題として当面はそういうことでもって各省庁の責任でやっておる、将来に向かいますては、お説のような合理的な、仕事そのものと定員との関係をなるべく合理化するように、結びつけるようにという努力が新たに加わらねばならない。いわんや各省庁相互間の配置転換あるいは具体的配置転換のみならず、定員そのものの調整ということも含むわけでございしますから、いよいよもって御指摘のような自信のある

根拠に基づいて運営されねばならぬ、多くのものは将来に譲らしていただくほかにない。現実のものとして、各省庁が責任をもって出してきた数字を信頼して御報告申し上げておる、そういうふうに御理解いただきたいと思ひます。

○村田秀三君 それじゃ、こういうふうな理解してもいいですか。まあ各省庁は、そういう合理的計画は持つておる。これは、いま着手しておるものも、来年度計画するものも含めて持つておる。持つておるであらうけれども、行政管理局としてはそれは把握しておらない。そして閣議決定の五％削減といふよりも五％分を保留して、そして各省庁の行政事務の消長に応じて配分できるようにしたいので、五％の保留定員を出しなさい、こう言ったところが、これだけのものが出てきたんだ、こう理解していいわけですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大体そのとおり御理解いただいてよろしいと思ひます。持つてゐるはずである、しかし持つてゐなかつた部分があるとすれば、持たせるように私どもの側としては懲罰し、調整していかねばならぬ、こういう問題として残りますけれども、それが残らないところまで詰めていく、問題が将来には残つておるといふことも含めまして申し上げて、大体まあおつしやるのとおりだと心得ます。

○村田秀三君 それではこういうことがありますね。これはまあ行政庁の考え、方針とは別に、各省庁において合理化計画の進捗が計画どおりになかなかつた、計画にそぐを来たしたという場合があるとするれば、これは単年度で、まあ四十四年度中に、計画の変更があり得たという言い方は、これはちよつとできないにしても、まあ来年度計画変更することがあり得ると、こういうことはあるのかないのか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ないことを欲します。が、理論的にはあると思ひます。あり得た場合には、調整するべき課題として私どもは取り組まなきゃならぬ、こういうことだと思ひます。

○村田秀三君 そうしますと、具体例としましては、国家公安委員会あるいは北海道開発庁、農林省、これは四十四年度においてもなお当初の計画とずれておられますね。ずれておるのです、これを見ますと。そうしますと、これはどういう事情によるかは、おそらくいままでの論議の経過からするならば、行政管理局としては把握しておらないかも知れません。まあ私の気持ちからするならば、調整に應じたのですから、調整に應じたとすれば、当然その内容を承知していなければならぬはずでありますけれども、これは今後三カ年ではなくて、四カ年、五カ年にまたがり得ることがあるということですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これも理論的にはおつしやるのとおりに、あり得ると思ひます。御指摘の北海道開発庁ないし農林省におきまして、予定の補充差しとめ定員というものが生じたが、理由は、さつきも政府委員からも申し上げました、これはまた自然減耗と申しますか、任意退職者が従来一般的に申し上げる自然減耗率に及ばない、やめる人が少なかった。したがって出血整理をしない限りは留保定員みたいなものを生み出すことが物理的に不可能だったという理由が相当あるのじゃないかと思うんですが、それ以外に、現実問題として、おつしやるのとおり事態が起つたときにどうするかというところは、三年が四年にならざるを得ない省庁が出てくることもあり得るということだけは申し上げ得ると思ひます。なるべくないことを欲しますけれども、理論的にはあり得る、こう思ひます。

○村田秀三君 その内容を聞きたいわけですが、幾らやつてみしても出てまいらないようでありまして、削減率の高いところと低いところがあるわけですね。これには行政管理局として一つの政策目標、つまり行政需要がこの辺は非常に伸びるであろうからこの辺はふやさない、そういう政策目標というものが働いておつたのかどうかというのをちよつとお聞きします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) おつしやるようなことも行政庁としては当然考えねばならぬ課題だと心得ます。しかしながら、これは各省庁みずから、なるべく簡素合理化していくという、行政全体としての共通課題として意欲を持つてもらうことが第一に期待されるわけでございます。それから、各省庁から何らそういう積極的努力が出てこないであらう、それもないことを欲しますけれども、万が一あつた場合にどうするかという課題に對しましては、やはり監察を通じて、行管みずからの考え方によって、一つの意見が出てくることはあり得ると思ひます。そういうものを勧告することによって、双方協力しながら全般的な簡素合理化の線に近づいていくという運営、しかたが私どもにも要求されると心得ております。

○村田秀三君 この表を具体的に見ますと、どうも国家公安委員会、これが三八八％、法務省が三・二三％、その他厚生省の二・七五％、運輸省の三・二八％といふものもないわけではありませぬ。どうも国家公安委員会、法務省、そういう点のみが削減率がきつめて低くなつてゐる点はどういう事情によるのかと実は考えるわけでありまして、その点はどうですか。政策目標が加味されてないわけではないというお答えもありましたので、お伺いをするわけなんですけれども。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いま御指摘の省庁について、ほかに比べて率が低いというのは事実だと存じますが、それは行政需要があるから増員しなければならぬというところが働きて、四十四年度予算でも増員を認めていただくという数が出ております、それはことさらにいろいろと御批判がありまますやうな意図を持つて不合理なやりくりをやつたなどということではない、それ自体が必要であるかどうかという課題と心得ますが、政府として、それは必要ありと考へて予算で御審議をいただいた結果でございます。御指摘の省庁以外に、たとえばさつきお話しした北海道開発庁やら農林省にいたしましても、似たような事態があるわけですが、従来の五％削減以前

の三十九年以来やつておりました補充差しとめ人員につきましては、これはもう無差別に一応の率を出してもらつて、それを四十三年度に三カ年計画の内ワクとして入れておられますわけでありまして、その減と増との差引きが予算の中に増員という形であらわれておるといふことでございまして、特に意圖的に率を下るげといふことのためではございません。行政需要があるから必要であるといふことを認めた結果がそういうことになつたといふことでございまして、くどくなりましてがお答え申し上げます。

○村田秀三君 それでは、一つ疑問を私持つてゐるわけですが、今回の法案の中にまあ防衛庁設置法と関連するものがあるわけですね。防衛庁設置法第七条の職員の数の中から防衛本庁に属する分はこれは総定員法の中に入れてしまつて、そうして防衛庁設置法第一部改正の中には、これは総定員二十五万何がしとこうなつておりますが、そういう措置をとられたのはいかなる理由かということでありまして。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) はなはだ恐縮ですが、御質問の要旨を当初聞きそびれまして、また繰り返していただくのもおそれ入りますから、政府委員が拝聴しておつたようですから、政府委員からお答えいたします。

○政府委員(河合三良君) 自衛官を除きました理由という御質問でございましょうか。

○村田秀三君 まあ従来までは防衛本庁も防衛施設庁も防衛庁設置法の中の定員として組み込まれておつたわけですね。今度は防衛本庁分は総定員法の中に組み込んで、そうして防衛庁設置法の一部改正の中からはその分を削除されているように見受けられるわけですね。それはどうした理由に基づくものかと、こういうことです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘のとおりになつております。それをそうしましたのは、非現業がいろいろとあり、政令で定めることになつておるのとは似たような考え方になつて、現業的なものであらう、それがすべての見方じゃござい

ませんけれども、質的に見ればそう受け取れ得べきじゃないかということで、自衛隊そのものは除きまして、防衛本庁、非現業の制服でないものを対象とし、それ以外の制服は対象にしないということにいたしましたつもりであります。

○村田秀三君 それでは、この防衛庁設置法、それから自衛隊法でもそうでありますが、任務、権限というものが明記されておりますね。防衛庁設置法からの定数から除外される総定員法の範疇の中に入る職員は、この防衛庁設置法並びに自衛隊法の任務、権限、それとの関係はどういうことになるわけでしょうか。

○政府委員(河合三良君) 総定員法の範囲内に含まれております非自衛官の分につきましては、従来どおりの職務、権限でございます。

○村田秀三君 そうしますと、結局防衛庁設置法に示されておるところの職務、権限、これには非制服といえどもときには戦闘の任務につかざるを得ない事態も起こり得るであろう、そう私は考えるわけです。実は深くずっと調べてはみませんでしたが、そう私は理解せざるを得ない。そう理解してよろしいですか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。御承知の点かと思いますが、自衛官につきましては、防衛庁設置法に「命を受け、自衛隊の職務を行う。」となっておりまして、非自衛官につきましては、同じ法律六十条によりまして、「命を受け、事務に従事する。」ということになっておりますので、これは原則として一般の行政機関の職員と同じような職務に従事しておるといふふうに理解いたしております。

○村田秀三君 そうすると、これはまあ防衛二法のときにあらためてやってもよろしいのですが、防衛庁設置法の第五条には、「防衛庁の権限」、「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛し、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため行動する」、「公共の秩序を維持するため特別の必要がある場合において行動する」、こういうことになっておりまして、非制服であるといえども、

これは自衛隊員であることは間違いないからかと思えますね。そうすると、これは命令があれば戦闘行為にも参加せざるを得ない、こういうことにならざるを得ないわけでありまして、まあ一般の平和業務につくのだと、それが総定員法の中に入れた理由なんだと、そういう意味のことをおっしゃいましたが、この辺の解釈が、そういったしますとこれは将来たいへんなことになる。明確にしておく必要があると思うのですが、再度お答えをいただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それぞれの法律の根拠に立つてのお話でございますので、申しわけないのですが、私自身そのこと、御指摘の点を勉強しておりますので、すぐお答えできませんので、政府委員からお答えすることをお許しいただきたいと思っております。

○政府委員(河合三良君) 非自衛官は実力行使には参加できないという解釈をとっております。

○村田秀三君 いいですか、あとで問題になりませんか。

○政府委員(河合三良君) そういう解釈になっております。

○村田秀三君 ではそういうことで、いまはそのお答えをそのまま受けておきます。私はこれは問題あるだろうと思うのですがね。そこで私もが考える問題点ということになりますと、これはもう防衛庁の職員は、これは銃をかまえて射撃をする、狙撃をするということがかきにくくとも、これは後方事務であらうとも、戦闘行動に参加することになるわけですよ。これはそういう問題になりますから非常に微妙な問題があらうかと思えますが、総定員法で規制をして、防衛庁の職員も政令で増員加減自由でできるとするならば、今度の防衛二法の改正で、さあ二十五万何がしと、これは自衛隊の定員は低くなったような印象を国民に与えはするものの、現在二十八万何がし、これが政令の発動いかによつては、つまり補助定員の配備、総定員法の規制するところの最高限度の定数までの、自衛隊を一万名であれば一万名、二万名

であれば二万名、まあ極端な例でありますけれども、配置することができ。そうすると、これは自衛隊の兵力、防衛力というものは法律で定められている以上の効果をもたらす結果になる、こう見られるわけです。先ほど局長が答弁をいたしましたように、これは全然無関係である、命令が出ても、朝八時半に出動して五時に帰るといふ、そういう状態であるならば、これは別でありするけれども、そんなことにはならぬですよ。これは常識的に考えて、よしんば防衛庁の職員が、いまあなたがおっしゃったような任務の範囲内ではありんだとするならば、そういう解釈も、またこれは防衛庁設置法の立場からするならば、問題になる解釈でなからうかと私は思うんですよ。そんなことは絶対あり得ない。そこで私が申し上げましたような結果になるということとを重大視せざるを得ないわけでありまして、この辺のところを長官、いかがですか。私はこれを聞いていて……。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほどの設置法その他の条文を御指摘されてのお尋ねでございますが、能力がありまじいから、政府委員にパトナタッチしましたが、いまの御懸念の点は私は絶対ない、またあらしめちやならないことが、総定員法が、自衛隊の定員について法律で定めただけというままだにしておる趣旨であり、非制服であるがゆえに、他の省庁と同じような事務に従事するといふものなるがゆえに差別すべきでないという立法の趣旨でございますから、それを何か抜けまくって、法律で兵隊を増員したいんだけれども、とてもじゃない、お許しが出そうにならうから、政令定員でござまして、実際は兵隊に使用なんということは、この総定員法の運営の面から実質的に絶対許されない課題だと思ひます。だから御心配は絶対にごさいませんと申し上げていただきますと、ただいまの趣旨でございまして、

○政府委員(河合三良君) 数字的に補足させていただきますと、ただいまの趣旨でございまして、非自衛官につきましては、従来から欠員補充

あるいは三・五％の対象にも入れております。また昭和四十三年度といたしましては、千五百十五名の削減、百四十一名の増員がございましたが、差し引きいたしましたしまして千三百七十四名の減、四十四年度分といたしましては二百九十八名の減、それに四十七名の増員がございまして、差し引き二百五十一名の減というようになっております。四十三年度、四十四年度につきましても、現実の問題といたしまして、両年度とも差し引き減となっております。

○村田秀三君 それではこの問題は別途関係の省庁の方にも来ていたでいて、山崎質問、北村質問残っておりますから、その中でもまたやっていただくこととしてやめます。

ただ、私どもの考えで指摘をすることするならば、先般来いろいろな方から質問ありまして、必要な業務をカットしているわけですね。航空自衛官を引き揚げてみたり、気象観測の回数を減らしてみたり、それぞれ名分はあるようでありましてけれども、いずれにいたしまして、そのように必要な気象台の問題であれば、台風が来て大きな災害が発生する、それならば気象観測を強化しますという答弁、航空事故が発生すれば、これは航空管制官が非常に疲れて切つていふので、どうもまずいから、これは強化しますという答弁がそのつど返ってきている。強化の方法ではなくて、目に見えないところをカットして、そうして補充定員をとつていふ。いまの自衛隊、私どもの解釈からするならばそうなるし、自衛隊にもしんば関係なくとも、つまり治安関係のいわゆる省庁あるいは大蔵省、これはよくずっと見ますと、徴税人員だけは強化されていまして、税金を取り立てるところの人員はふえていまして、相当。つまり行政サービスではなくて、国民を支配する、管理する面を非常に強化する姿というものが、単に四十三年度一年を見ただけでも看取することができ。そうすると結局、この総定員法の目的というのが、長官が答弁をしておる表面上の行政サービス強化するという言い方とは逆に、もっと別な意図があ

と言わざるを得ない。これは答弁要りませんが、その指摘をせざるを得ないと思ひます。

そこで最後に御尋ねをいたしますが、これは四十二年の十二月、閣議決定をされた方向に基づいて総定員法が出てきていると理解をするわけであり、これは昨年の五十八国会で廃案になった。

廃案になったという事は、これは非常に問題があるからひと待って、やっちゃんらぬという国会の意思もあると思ひます。まあ時間がなければ、そのまゝになったという事もないわけではもちろんありませんが、この総定員法に關してはそういう経過であることは明かす。そこで、この五割削減の具体的な計画は八月段階で出てきておると言われることは、行政府が国会の意向というものを無視して、そうして政府自身としては、再度総定員法を提案するかまゝであつたかもしませんけれども、どうも国会を輕視して行政が進められると理解せざるを得ないわけですが、その点はどうか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) いまお話しになりましたような意圖が政府側にいささかもないことを申し上げさせていただきます。むしろ廃案になりましたことそれ自体、政府側としては残念ではございますけれども、また見方によつてはお説のような説も立ち得るかとも思ひますけれども、国会も衆参両院を通じて、國民の立場からお考えいただきたい行政機構なり定員なり、行政サービスを向上させつたなるべく簡素にし、合理化していくことが必要だということについては、与野党を問わずそういう御意向がずっと一貫して流れておると私も理解いたしておるのであります。その国会の一般的なお考えに即応する意味においても、即そのことは國民の与論でもあるとくつつかたいと思ひますけれども、それに対応する手段として、どうしてもいろいろ考えましても、こういうことをお定めたいたして、その上に立つて行政改革をやつていき、行政サービスを向上させていく努力こそが国会の御意向にも私は沿うものと思ひます。ほかに他意はいささかもございせんことを繰り返し申し上げます。

○村田秀三君 これは間違ひいたしました。最後の質問にならうかと思ひますが、私が申し上げたとしても、いままでの長官の態度からすれば、どういふ答へがはね返ってくるかは私も想像してありますが、四十四年度の予算審議の状況を見てもわかりますように、これは総合予算主義のたてまゝを貫くとはしておりながら、昨年度、四十三年度の予算審議の際のように、財政硬直化を打開するための総合予算主義ということにはなかつたと私は振り返つて考えてみると思ひます。そうすると、この五割削減も一省一局削減も、四十二年の十二月に、財政制度審議会の答申によつて、そして閣議が一省一局削減をきめ、そしてまた五割定員削減をきめたという経過からするならば、財政硬直化の打開を必要としないといひますか、さほど強く主張されておらない今日の状態の中で、あらためて検討し直してもいいのではないかと実は思ひます。その点はどうか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私、てまゝごとみないなことを前置きに言わしていただきます。ならば、

「委員長退席、理事石原幹市郎君着席」

私は自由民主党で行政調査会長を数年やらされておりました。一省庁一局削減という課題も、さらにまたこの総定員法の構想も、行政管理局長官を命ぜられる以前から少なくとも党との関連においては事情を承知しておるつもりでございますが、その過程にさかのぼつて考え合わせしてみても、総合予算主義、財政硬直化などという財政面の目的に應ずるための手段として、便宜的に発想されたものではございせんことは明言できると思ひます。むしろ財政硬直化などという話はあるから出たことございまして、何らそういう意味での関連はないんで、繰り返さずから申し上げたことをふえんさしていただきますならば、あくまでも國民の税金で行政サービスをする以上は、なるべく税金を少なく使つて、しかも行政サービスは國民の求めに應ずる努力をしなきゃならぬ。その課題に取り組みます場合のいわば前提条件みたいなふんな課題じゃなからうか、こういうふうに私は私個人の意見でしかございせんけれども、感觸でしかございせんが、そう思ひ続け

ておるわけございまして、少なくとも財政硬直化のための手段としての便宜的な課題でないといふことだけは、私は断言できるかと思ひます。

○村田秀三君 終わりますが、関税局、きょう時間がないので入れませんが、おわびいたします。

○理事(石原幹市郎君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

「理事石原幹市郎君退席、委員長着席」

○委員長(八田一郎君) 速記を起こして。

○北村暢君 総理にお伺ひしますが、総定員法の審議に關連いたしまして、これも能率と非常に關係のあります給与の問題について最初にお伺ひいたしたいと思ひますが、まず、ことしの春闘は私鉄の六千七百円が春闘相場を決定づけまして、続く公務協の調停段階における事実上の妥結で春闘の山を越した状況でございます。前年に比べて千五百円前後も上回つたというのは初めてでありまして、額でも賃上げ率でも従来の春闘相場の最高になつてゐるわけでありまして。物価高のおりから、また合理化で労働強化をしいられてゐる労働者の、繁榮の中の貧乏から脱出する真剣な戦いの成果であります。私は十分なものとは考えておりません。まず総理に、このような春闘の結果についての評価を一体どのように感じておられるのか、この点をまずお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) いろいろ、それぞれの立場においてそれぞれの評価があらうかと思ひますが、まあ今回のいわゆる春闘相場、わりに高いところになりました。この間、こういふのが新聞その他でも報じておつたところじゃないかと思ひます。これは普通の、率直に見ましてそういう感じがなくてもいい。

○北村暢君 私は、いま総理の答へがございましたが、三公社五現業の八割プラス千円、加重平均で定昇を含めて六千六百八円の賃上げは、事実上の解決であつて、そのまま仲裁裁定となることはもう確実であらうと思ひます。この原資は年間千二百七十四億三千万円といわれておりますが、大蔵當局はこれに對しまして、財政状態を危機に追い込むものであつてたいへんな事態である、このために、場合によつては仲裁裁定に伴う予算措置を公労法第十六条第二項の規定に基づいて国会の議決に持ち込むことも考えておるといふようなことが伝えられておるようでございます。御存じのように、十六条二項は、予算上、資金上できない場合には国会の議決を経ると、こういうことになつておるわけですが、私は、そういうふうになつておるのでありますが、従来は何とかかんとか国会の議決を経ずに実施してきておるわけでございますが、政府は国会の議決に持ち込もうと考へておられるのか、あるいはまた従来のように、何とか予算上配慮して仲裁裁定どおり実施する、こういうことなのか、その方針についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 北村君も、こういう場合にどういふように扱つか、すでに御存じのことですが、ただいま意見を交えての御尋ねであります。政府は今回、在来からやつてきたのを變更する考へはただいまございせん。在来やつてきたような裁定が出たらそういうような考へ方を取り組んでいく、これがただいまの取り組み姿勢であります。何と申しましたが、ただいま仲裁裁定がはつきり出ておるわけではございませんから、出た上で数字の問題、予算の執行上の問題ですから、その面できつとこの際検討する、そうして相談しなければならぬものならば相談する。しかし何とかやりくりができることならば、在来やつてきたような考へ方、その方針を貫くつもりでございます。

○北村暢君 大体在来の方針でやつていきたいという総理の気持ちはそのように理解をいたしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 北村君も、こういう場合にどういふように扱つか、すでに御存じのこと

で、ただいま意見を交えての御尋ねであります。政府は今回、在来からやつてきたのを變更する考へはただいまございせん。在来やつてきたような裁定が出たらそういうような考へ方を取り組んでいく、これがただいまの取り組み姿勢であります。何と申しましたが、ただいま仲裁裁定がはつきり出ておるわけではございませんから、出た上で数字の問題、予算の執行上の問題ですから、その面できつとこの際検討する、そうして相談しなければならぬものならば相談する。しかし何とかやりくりができることならば、在来やつてきたような考へ方、その方針を貫くつもりでございます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 北村君も、こういう場合にどういふように扱つか、すでに御存じのこと

で、ただいま意見を交えての御尋ねであります。政府は今回、在来からやつてきたのを變更する考へはただいまございせん。在来やつてきたような裁定が出たらそういうような考へ方を取り組んでいく、これがただいまの取り組み姿勢であります。何と申しましたが、ただいま仲裁裁定がはつきり出ておるわけではございませんから、出た上で数字の問題、予算の執行上の問題ですから、その面できつとこの際検討する、そうして相談しなければならぬものならば相談する。しかし何とかやりくりができることならば、在来やつてきたような考へ方、その方針を貫くつもりでございます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 北村君も、こういう場合にどういふように扱つか、すでに御存じのこと

で、ただいま意見を交えての御尋ねであります。政府は今回、在来からやつてきたのを變更する考へはただいまございせん。在来やつてきたような裁定が出たらそういうような考へ方を取り組んでいく、これがただいまの取り組み姿勢であります。何と申しましたが、ただいま仲裁裁定がはつきり出ておるわけではございませんから、出た上で数字の問題、予算の執行上の問題ですから、その面できつとこの際検討する、そうして相談しなければならぬものならば相談する。しかし何とかやりくりができることならば、在来やつてきたような考へ方、その方針を貫くつもりでございます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 北村君も、こういう場合にどういふように扱つか、すでに御存じのこと

次に、公務員給与の完全実施の問題についてお尋ねいたしますが、昨年も財政便宜化、総合予算主義という理由のもとに、不当にも七月実施に押えられたわけでありましたが、国家公務員の歳出純計額に占める人件費の割合は、昭和三十五年から六年で二二・三〇、三十七年が二二・二〇、三十八年二二・一〇、三十九年一八・八〇、四十年一八・四〇と、先般の当委員会における質疑においても低下しているということが明らかにされているわけですが、したがって、公務員の給与の引き上げが財政硬直化の理由であったということは、私は論拠がないのではないかとおもうに思いますが、そればかりでなしに、今度の政府のとりまいた定員が、定員三〇年五割削減の強制措置によりまして、従来確実に膨張傾向をたどっておりまして定員が、わずかでありますけれども、四十三年度、四十四年度統一して減少しているわけです。このようなことで定員は削減される、合理化は進行するというところで、公務員労働者の労働の実態というものは労働強化という形が明らかに出てきていると思うんです。

それに対して給与の面については、今年度も公務員の給与予算は一歩前進したとはいえないながら、五割アップの七月実施の四百四十三億を給与予算に計上している。これを上回るものは予備費九百億の中から出すんだということになっておるのではありませんが、この処置は一歩前進だ、こういうふうに言われておりますが、予想せられる人事院勧告は相当高いものであろうと思えます。これを完全実施するためには、予備費全部を使っても不足をするのではないかと、これは確実に見通される。そういう事態の中にあつて、私はひとつ総理にお伺いしたいのは、予算措置を見ておられない、完全実施ができるような形になっておられない。国会はしばしば完全実施をやれということを決議をして、政府もその努力をするということが述べられておる。そういう事態に立って、今度のことし人事院勧告完全実施について、一体総理はどういう責任を持ってこれを完全実施をしようとするのか、その方策についてお伺いをいたします。

○国務大臣(佐藤栄作君) これはもう政府の基本方針は、人事院の勧告は尊重する、また完全実施の方針で検討する、しばしばこれまでもお答えし、その方針を説明してまいりました。また、今回の予算編成にあたりまして、原資がないと困るからということで、五割の一応の予算を組み込んで編成しております。ただいま北村君の御指摘のように、この五割、同時にまた足りないものを予備費、またその他の点から予算のやりくり等ができるかできないか、全般をにらみ合わせて取り組む、その姿勢には変わりはないと思えます。したがって、今回の春闘相場がどういふところであるか、これがいままでのような、過去の相場と形だと、われわれが考えたように、完全実施の方向へ踏み切ることも可能であったのではないかと考えております。

ところが、ただいま北村君から御指摘のように、いままでない春闘相場である。これが公務員の場合にどういふふうに影響してくるか、ここに一つの問題があるのではありません。この点は、いままでもたびたび他の委員会におきまして、春闘相場がどこに落ちつくか、そこに完全実施の可能性、不可能というふうな問題が出てくるので、そういう意味で、政府の基本的な態度には変わりはないが、実はたいへん心配しているのは、高いところ、給与が上がるというところは、これまで同時に弊害も伴いますから、ただいま物価が高いから給与が高くなるんだ、合理化が強化されるから賃金を上げることができると、かようにも見られるのであります。しかし、やっぱり物価との関係は相互に因となり果となる、そういう相互関係にございまして、ここをたいへん心配してきたのであります。しかしながら、もうすでに春闘相場がきまってしまう、そういう際でありますから、ことしの公務員給与はいかにすべきか、先ほども官公労の問題についてお答えいたしましたように、政府としては特に在来からの方針

を変えて、特別な考え方で処理する気持ちはございません。しかし、われわれの誠意が具体化できるように、そういう方向がはたしてあるかどうか、さらに十分われわれも検討してみなければならぬ。ただいまの進行状況等から見まして、ややそういう点で不安、心配なきを得ないというのが実情でございます。

しかし政府といたしましては、たびたび申し上げておりますように完全実施、その方向で十分検討したい、かように思っております。ただ、何にいたしましても、事前に予算的な措置はとりまいたけれども、それが意外に今回の相場が高いところになります、こういうことを考えると、われわれの見方がその点においてどうも間違っておったんじゃないかと思つてたいへん心配しているような次第であります。率直な意見を申し上げたわけでありま。

○北村暢君 財政当局は、すでに三公社五現業の財源について検討を始めています。公務員についても早速検討しなければならぬのであります。そこで総理大臣の総括的な気持ちにはわかりましたが、給与担当大臣の総務長官は、やはりしばしば国会の答弁の中で、完全実施については努力する旨が述べられ、昨年の国会においては完全実施をやるというたてまえに立って、七人委員会で協議をするんだということが言われておるわけであつて、そういう答弁もされておるわけです。したがって、答弁から察すれば、四十四年度から完全実施できるのではないかと、こういうふうなニュアンスに受け取れる答弁すらされておるわけであつて、そういう点について、私は、いま進行中の問題で結論が出せないという、それはそのように思います。けれども、方針としてやはりことし一年でやるのか、来年までかかるのか、そこら辺のところは、やはり給与担当大臣として国会で答弁したたてまえからいって、私はある程度の方針というものは明らかにしてしかるべきだと思つたので、これは給与担当大臣である総務長官にひとつ御答弁願います。

○国務大臣(末次徳二君) 人事院勧告の完全実施に對しましては、すでに国会におきましてたびたび明らかにせられたこととありますが、政府といたしましては、これを完全実施する、十分尊重するといふ基本方針につきましては、従来と変わらぬのであります。なお、完全実施で、きつたにいろいろと手段を講じて、ことに今年度の予算編成におきましては、給与五割、なお予備費におきまして計上いたしました。そうして改善の歩を進めてまいつたわけで、今日の事態におきましては、ただいま総理大臣からお答えがございまして、すでに民間のベース並びに公務員の裁定というものが実現しようとしておる過程でありますから、その数字におきましては従来よりも高いのであります。本年におきましても、少なくとも従来ある以上の勧告があるかもしれないといふことを私ども考えておるわけでございますが、しかし、はたしてそれをもって完全実施できるかどうかといふことにつきましては、まだ勧告も得ておりませんので、具体的な数字につきましては、勧告のありました時点におきまして検討したいと思つております。しかし、担当大臣としては、従来申し上げたとおりの勧告を受けました時点におきまして、完全実施するべくその基本方針のもとに最善の努力をいたしたいと思つておるわけであつて、完全実施完全実施と言つても、問題は実施期日の問題です。昨年七月実施になったわけであつて、あと六月、五月で——ことし五月実施の勧告が出れば、あと二カ月の問題です。これを二カ月当然さかのぼつて五月実施というものが完全実施でいいわけであつて、しかし、そこら辺のところは、そういうふうな言明できれば一番いいです。それでいけるのかいけぬのか、額も相当高いものが出そうだしというところ、何らかの方針があつてしかるべきだと思つたので、ただ完全実施に

努力するだけでは、ちょっと従来のいきさつから
いって答弁にならないと思うのですがね、どうで
しょう。

○国務大臣(床次徳三君) 従来の経緯から申しま
うして、私どもは、やはり勧告を受けました時点に
おきまして積極的に完全実施の基本方針に従って
努力をしてまいりたい、かように今日のところ申
し上げるよりしかたがないと思います。気持ちとい
ましては、十分に基本方針を尊重いたしまして
て、努力をいたす所存でございます。

○北村暢君 名答弁は、努力をしますというの
で、同じ答弁を繰り返すのが名答弁になっており
ますけれども、そういうのは、めいめいでも違
うめいの答弁です。そういうものでは了承しませ
んがね。これはまあ時間の関係がありますから、
またの機会に総務長官に詰めることにいたしま
す。

次に、行政改革の問題について伺いましたま
すが、大体総定員法提案になっておりますが、元
来が行政機構の改革が行なわれて、それに付随し
て定員というものが改正されるというのがたてま
えである。ところが、行政機構改革三カ年計画を
見ましても、第一次案では全く機構の改革らしい
ものはない。許認可の整理とか補助金とか、そう
いうできる程度のものしかやっておられない。第二
次の改革案も、これももういまの段階では計画が
なされて実施の段階でなければならぬ。ところが
が出されたものを見ますという、補助金の整理
であるとか、一部の改革で、根本的な改革は行な
われておられない、こういう実態であるわけです。

これは荒木長官から言わせれば、各省のセクシ
ョナリズムが強くてなかなか思うようにいかない
というようなことが言われているわけなんでありま
すが、すでにこの計画に基づいて各省から改革案
というものが昨年の七月に出されて、これを政府
として改革案をつくる段階にもうきておられるわ
けです。ところがそれが出てきておられないという
のは、改革というものはできない。強力なやはり総
理の

リーダーシップによってでなければならぬと思
うのです。したがって、内閣自身が改革案という
ものを決定をして、そして実施をするという強力
な措置をとらなければ、かつて行政改革というも
のをやろうとしても、なかなかできなかったとい
うことなんでありまして。したがって、一体この行
政改革に対する佐藤総理自身の熱意が、どの程度
あるのかどうかというのが非常に疑問を持たれて
おります。したがってこの際、行政改革に対する
基本的な考え方というものを伺っておきたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) 私は、しばしば言われ
るように官僚出身、したがっていわゆる公務員
の仕事のしふり、いろいろ知らないでもない、自
分のこれは経験からです。また北村君もそういう
意味ではやはりそういう経験をお持ちの方だと、
かように思います。そこで考えますのに、どうも
最近ものごとが進んできて、そして新しい機械も
できましたが、機械よりももの考え方が変わら
なければならぬ。何でもみな政府、これを公務
員が処理しなければならぬというもののじゃない
ので、民間にうんとやっておる仕事を移してしか
るべきじゃないか。この仕事の処理のしかたが変
わるといふ、これがこれからの行政改革の場合
に、われわれがどうしても国民のための行政だ
ということを考えていかなきゃならない。その点に
思いをいたして、国民の負担を少なくしなければ
ならない。そういう意味で問題に取り組みもうとし
ておるわけです。

荒木君が言われた各省がセクショナリズムを持
つ、これは各省間の問題でなしに、これは国民と
の関係におきまして、自分たちがよりよい仕事
を国民の皆さんにしてあげたい、おそらくそうい
う気持ちから、自分たちの受け持つ範囲をだんだ
ん拡大しようとしておるのじゃないかと、かよう
に思います。しかし、国民の皆さんから見ると、
もうそんなに拡大せぬでもいい、われわれに自由
にまかしてくれと、こういうような仕事の分野が
ばいろいろあると思うのであります。また、たとえ
ばいろいろな届け出を要求しておる事業官庁が、

国民の皆さんに届け出の義務を負わしておる。そ
ういう届け出なり、そういう資料が、はたして有
効に使われておるかどうか、そういうものもある
のです。こんなものは実はやめたいだらう、
また官庁自身がみずから検査をするという問題が
あるが、これも規格さえきめておけば、民間にま
かしていいんじゃないか、こういう問題もあると
思うのです。

そこで行政機構の改革ということになると、い
ろいろ議論がございしますが、とにかく機構を簡素
化する、人を減らすという場合も、どうも
一朝一夕に問題を片づけるというわけにいか
ない、少し時間をかけてくださいというのが政府の
いまの考え方、いわゆる五割減を一応目標にし
て、それも三年間にやろうと、あまり急がない、
そしてその間にじっくりと考えていく。そして、
ことにただいまは積極的な出直し整理もできない、
そういう世の中でありまして、また配置転換をす
るにいたしまして、本人の考え方を無視して、
そして一方的に配置転換を命ずることのできるよ
うな時代でもありません。そういう点は民主的に
やらなければならぬ。そういうことを考えます
と、事務の整理、仕事の整理、これがまず第一の
問題だが、それに相当の時間がかかる。これは三
年間というのを一応予定している。そしてい
わゆる出直し整理、これをしないで、機構を簡素化し、
また人員を減らす、そういう方向に努力したい、
こういうことでございます。

政府の考え方は、これによっていわゆる労働を
強化し、そして搾取するというようなつもりはご
ざいませぬ。この合理化はとにかく進めていかな
ければならぬと思ひますけれども、いわゆる合理
化が労働の強化、こういうところをねらうのだと
いうふうに思われると、さような考え方でないこ
とを理解していただきたい。そしていまの仕
事の整理にしても、順を追うていかなければなら
ない。したがってある程度の時間をかけては
しい。そこでいまのところ一応三年という期限を
切つて、その方向で努力しておるところでありま
す。

そしてまた非常にわかりいい話をいたしますと、
一つの法律をつくる。その法律実施にあたってはこ
れこれの人が要ると、必ず定員増加を要求してく
る。しかしその法律が廃止されたときに、直ちに
うあの法律は廃止したから、このときふやしたこ
れこれは減らしてしかるべきだ、こういう議論を
いまでもあまり議論しておらなかつたのです。だ
からふやすほうは熱心だが、整理減らすというよ
うなことについてはどうも考え方が徹底しない、そ
ういふような欠点があつたと思ひます。たゞいま申
上げるように、やはり私どもが行政を遂行していく、
これは国民のためでありますから、国民の負担を
過重ならしめるような、そういうことは避けなけ
ればならない。また能率自身も、国民の能率を上
げるために行政があるのでありますから、それが
逆な方向に行つていくということがあれば、これま
たわれわれが改めなければならぬ、そういう点が、ま
行政改革と取り組んでいる政府の姿勢であります。

○北村暢君 御答弁ありましたが、私は、どうもあ
まり熱意があるというふうには受け取れない。い
ままでやってきたことの羅列のような意味にしか
受け取れません。臨調答申に出ております内閣そ
れ自体の機能の強化の問題について、総理府を内
閣府にするという、そして総合的な行政はこの
内閣府に集めろという趣旨の改革案が、こ
れはまあ内容言えませんが、出てくるわけ
です。それすら、いまの総理府というのは種々
雑多なものが集まつておつて、何としてもこれは
このままでは置けない。やはり改革しなけりやな
らない問題差し追つてあるわけです。それすらも
あなたの足元自体ができてない。やる気がないと
いうことについて私は非常に不満であるし、遺憾
なところです。したがってこれはもう答弁要りま
せん。

もう時間がございせんので、最後に一点だ
け。いま総定員法を審議しておりますが、定員と
いうのは、行政組織と組織体の単位ごとに置くこ
とができる職あるいはこの職を占める職員の数を

いうものである、こういうような定義が「法令用語辞典」に出ているわけですが、この定義からしても、定員というものは行政組織と一体のものである、そしてその定員が行政組織の規模というものを明らかにし、そして定員の管理は、その質と量というものを管理していくというのが、この定員管理の考え方だと思うのです。この点についてひとつ総理の理解というものを確かめておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) いまの定員と行政組織との関係、これはまさしく議論をするまでもなく、そのとおりだと思います。そのとおりになつておらないところにいまの行政改革の必要が出てくるのであります。でありますから、いまの前提になる原則、これはそのまま承認するとして、いかにすれば、いまの機構自身が国民のお役に立つように運営されるか、それを考えるというのが、いまわれわれに課せられた仕事でございます。あえて議論はいたしません。

ところで、いまお話がありました、先ほどの総務長官に対するお尋ねの話にさかのぼりまして私の感じを申し上げます、お尋ねがありましたように、ことしの相場はどういうふうに考えるか、そこらに問題が一つあるのではありませんか。私どもは何かとして完全実施をしたいという、その気持ちは率直にひとつ承していただいたと思ひます。で、いままでは年度を限つて答弁したことはいないと思ひます。四十四年度に必ずやります、こういうような答えはしておらないと思ひます。こういう場合にはどうするかという点も、まだ明らかにはしておらないと思ひます。ただ、いまのところは、どうもこういう機会に話されても、政府はよくもううしろ向きに答弁をしておる、こういうような質問者のお気持ちだろうと思ひます。しかし政府もできないことはありますので、かように言える時期なら申し上げますけれども、何と申しましてまだ裁定が、あるいはまた勧告が出た際にはございせんので、そう

いう際に基本的な姿勢、それをくずさないでどう取り組んでみよう、これが私どもの考え方であります。

それから次に、総理府自体改正すべきものが臨調の答申に出ているじゃないか、それもやらないで一体何ということかと、こういうおしかりであります、これについてはいろいろの議論があると思ひます。私も必ずしもこの臨調の答申そのものが不適当とは思ひませんが、新しい機構の考え方、これにはまだ私も検討をしてみよう必要があるし、もう少ししないと新しい考え方についていけないものがあります。私自身の問題ではない、この仕事を端的に担当する者自身が新しい考え方であるという機構を運営し得るかどうか、そういう問題でございます。これは御批判と同時に、また北村君の御意見は御意見として伺つて、われわれのこれからの機構改革と取り組む、その際の資料にしたい、かように思つております。ただいま申し上げた点であるいは不十分かと思ひますが、この行政改革は、何としても国民のためにやらなければならぬことである、かように思つておりますので、この上にも努力するつもりでありますから、どうかよろしく願ひいたします。

○山崎昇君 ほとんど時間ありませんから、簡潔に三点質問しておきたいと思ひます。

質問に入る前に、私は少し遺憾の意を表しておきたいと思ひます。内閣法なり国家行政組織法からいくと、総定員あるいは機構の主任の大臣は内閣総理大臣なんですね。したがって、あなたがわずかに一時間半くらい来て私どもに質問をなさるといふ、こういう点については、私は法制的にいってきわめて遺憾なんです。荒木さんにはたいへん失礼ですけれども、これは行政組織法の第三条のただし書き大臣でありまして、主任の大臣ではないのです。こういう点なんかも私は合わせて考えますと、総理大臣の出席時間がきわめて短いということにまず遺憾の意を表しておきたい。

そこで、三点、総理大臣にお聞きをいたしたいと思ひますが、いまも北村委員から質問がありましたが、佐藤内閣の三大政策の一つは行政機構改革なんですね。ところが、この行政機構改革というのはいさぎよく困難な事業であります、何によつてこれをやるかといへば、政府みずからつくつたいわば臨時行政調査会の答申がその骨子になるであらう、こう考えます。私はたいへん研究不足でありますけれども、この臨時行政調査会の答申というものは、いわばアメリカのフーパー委員会をまねしてつくられたとも言われる。あるいはイギリスでいえばホルデン委員会をまねしていろいろ調査されたとも私も聞いておる。したがつて、この臨時行政調査会の結論というものはきわめて私は格調の高いものであり、また、現実的にかなり傾聴に値する問題を含んでいるのではないかと、こう考えている一人なんです。ところが、これが出されてからすでに五年近くになるわけですが、これはほとんど顧みられておられない。これは去年の十月十一日に出されました毎日新聞の報道でありますから、すべて私はこれが正しいとは思ひませんが、この臨時行政調査会の会長をやらされた佐藤さんのいふくは、百点満点にして十五点しかつづけれないといふ。五十点未満であれば学校の成績なら落第です。十五点だったなら、これは無能力者です。あなたが三大政策の一つにあげながら、行政機構等については、これは何にも実態というものがなない。ここにあげられておる十六項目について一々採点されておるけれども、この内容を見てもそういうふうには考へるわけですね。したがって、まず第一に、この臨時行政調査会の出された答申といふものをあなたはどうされようというのか。あるいはいさぎよく時間をかせてというお話でしたけれども、一体いつごろまでかしてどう具体化したのか、この機会にひとつお聞きをしておきたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) この臨調の答申は佐藤君自身が採点すると十五点である、それは政治府自身が行政改革に不熱心だといふわけではない。それほどむづかしい問題なんです。でありますから、私が三大政策の一つに行政機構の問題を取り上げたが、これはできない、できておらない、そういうものがいままでなかなか実施されない。これはまづ正面から取り組んでほんとうに力を入れないと実施はできないのじゃないか、かように思つておるわけでありまして。たつた一つの自分たちの担当する職分の範囲、許可事項、届け出、そういうふうなものにいたしまして、簡単に片づかない。ここにむづかしさがあるのではありません。したがって、私はいままで何と批判を受けようとも、やっぱりの問題と取り組み、これから成績をあげていくのが主体ではないかと思つておるわけですね。その一番の問題は、この前たいした効果がない、あまり成績があつてないと言われた一省一局削減ということもやつてみました。しかし、問題はそんなところにあるのじゃない。現実に公務員の数はどうしたら減らせるか、どうしたら仕事に能率的になるか。さつきも申しましたように、国自身がやらないで、民間にやらしたほうが喜ぶようなものがあるのじゃないか、そういう点についての検討が進められなければならない。そこで、政府のやつてゐることはあるいは本末転倒かもしれない。一応定員を五％、これは三年間に減らす、そういう方向でひとつやつてみようじゃないか、定員を減らすためには仕事の量をやっぱり減らしていく。不要になつた仕事もあつて、新しい仕事を個々に考える際に、いままでの仕事を整理して、そうして余剰定員をそちらに振り向ける、こういうようなこともやらなければならないのであります。それから、そういう意味でいままでのところ成績はあつていない。これからひとつ三年間に五％減らす、こういう目標を立てていただひ取り組んでおるわけでありまして。それにいたしましても、先ほども北村君にお答えしたように出血整理は困る、また、本人の意思に反しての配置転換、これもしない、かように実は申し上げております。私はこのむづかしい仕事に取り組んでおる。それには各界また各党

から十分ひとつ御叱正、御鞭撻をいただかなければならぬと思ひます。私が担当大臣でありながらあまり出てこない、こういう意味でまじいじやないかと冒頭に叱責されたのでありますが、そのところはひとつ御了承賜りまして、有能な荒木君が、また総務長官が私にかわってお答えできる、かように思ひますのでお許しのほどお願いしておきます。

○山崎昇君 総理からいまお答えありましたが、あなたのやっておるのは一省一局削減であつて、これはショック療法ですね。今度出された総定員法も説明を求めればショック療法だ、起爆剤であります。それじゃ基本的な治療法は何かといへば何もない。盛んに私も指摘をするけれども、それは聞けばなしで一つも実現をされてこない。ただ末梢的なことは、ただいまあなたの言われたようなことは二、三やられておる。これは行政改革なんというものではない。たとえば、地方自治体との行政事務の再配分についても、これは一つもやられておらない。あるいは昨年自治省でいろいろ調査をされたけれども、自治体側からみた行政事務のあり方等についても、むしろ中央官庁はじやまをしたというんですからね。そういうやり方をやっておいて行政改革、行政改革、こういう私はラッパだけ鳴らすことに不信感を持つわけなんです。これはやはり改めてもらなければならぬと思ひます。先ほど北村さんから内閣法の設置の問題もありました。部分的に私もいろいろありますが、特に私がいま参考にしておるのは、予算編成のあり方等についても、昭和三十一年に、当時第三次鳩山内閣のときに、予算閣僚会議を置くべきだという法律案が出されて、これは審議終了になつておる。しかし、いまから十年くらゐ前には一応そういうことも考えられて法律化された経過もある。そういう点を考えますというところ、この臨時行政調査会の答申の第一項目にある予算関係は内閣の責任で行なうべきではないか。一大蔵省で行なうのはおかしいのではないか、こういう指摘についても何もこれは審議されてない。したがって、これは一例だけを申し上げたわけですが、き

わめて行政機構改革について不信感を持つておる、こういうことを申し上げておるのであつて、重ねて私はひとつ総理大臣の決意なら決意を伺つておきたいと思ひます。特に行政管理局の事務次官、あるいはかつて行政管理局におられた方々が異口同音に言つておられることは、内閣総理大臣のリーダーシップがなければできない。内閣の戦略項目ではないか、こうまで指摘をされておつて、内閣に何らの基本的な方針がない。こういうことについてどうしても私は納得できません。これはもう一べんひとつ総理の決意を述べていただきたい、こう思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) いま行政改革の一つの問題として、たとえば、中央官庁と地方自治体との間の権限配分の問題、あるいは予算局をつくる問題についてもお尋ねがありました。私はまず第一に、中央官庁と地方自治体との権限の問題も、もうすでに予算的にも、予算と申しますよりも財源的にも、また仕事の種類等につきましても検討が加えられております。いわゆる地方事務官制度の問題、その場合に、私、関係省に申しておるんですが、とにかく問題は自治体あるいは中央政府、そういう見方なしに、国民は一体どういうように期待されるか、国民の希望、期待、そこをひとつ見当をつけないと、やはり権限の整備にならないのではないか。いわゆる地方に分配した結果は、いままではそこに顔を出さなくてもよかったのが結局顔を出さなければならなくなった、こういうような結果になる。これは一つの問題じゃないか。だから、やはり機構の簡素化としても、これは中央官庁そのもの、あるいは地方自治体そのもの、その立場で判断するのではなくて、国民にどういうような影響を与えるか、国民が主体だ、それを間違えないようにして地方事務官の制度もひとつ考へてほしい、こういうことを実は申しておるのであります。

それが、それから予算局の問題は、これは一つの考へ方でありまふ。もうすでに成功したところもありまふ。予算として使われる、そういう場合に、税がやはり税、そういう関係と支出、歳入と歳出とを結びつけて予算を考へるほうが適當ではないかというのが、いままでの考へ方でありまふ。必ずしもこの勧告どおりでない面もございませう。私自身もわざかではあるが、運輸省から出て、大蔵省の大臣もつとめたこともありますが、この予算局の問題等も真剣に考へてみました。しかし、やはり歳入歳出、それを同一官署でやっていくことのほうがやはり能率的じゃないか、こういうような結論であつたと思ひます。その後のいろいろの問題が起きておりましたから、必ずしも過去の考へ方にとらわれるわけじゃありませんけれども、いまの大蔵大臣にしてはそういうような見方でこの問題を考へておるんじゃないか、かように思つております。とにかくいろいろの問題がこれから起こってくると思ひますが、政府が前もって一つの前提をこしらえて、そうしてこの問題と取り組むつもりはございませう。新しい問題と取り組むから、そこは謙虚にそういう問題と取り組む、これが行政改革の基本的な方針でございます。

○山崎昇君 たいへん時間が制約されましたから端的にあと二つお伺ひします。二点目は、この総定員法を審議している過程からいろいろ政府の出された資料を見ますと、いろいろ国家公務員関係で定員外職員というものが十九万二千五百三十七名、きのう自治省で調査をいたしましたところ、地方公務員で十五万四千二百二十七名、合せて三十四万二千九百六十四名という定員外職員がおります。これは今度の総定員法の五十万何かに比較して、これは今度の総定員法の五十万に四敵する人員が定員外職員として置かれておる。そこで、私はこの定員外職員というものを何とかしなければどうしようもない。しかし、これにはパートの人もおりますし、態様が様々でありませうけれども、定員内職員のひとと同様の仕事をし、かつ恒久的な職についている者については当然定員化すべきだと思ふ。そこでこの資料を求め

て、これは一例だけを申し上げたわけですが、きわめて行政機構改革について不信感を持つておる、こういうことを申し上げておるのであつて、重ねて私はひとつ総理大臣の決意なら決意を伺つておきたいと思ひます。特に行政管理局の事務次官、あるいはかつて行政管理局におられた方々が異口同音に言つておられることは、内閣総理大臣のリーダーシップがなければできない。内閣の戦略項目ではないか、こうまで指摘をされておつて、内閣に何らの基本的な方針がない。こういうことについてどうしても私は納得できません。これはもう一べんひとつ総理の決意を述べていただきたい、こう思ひます。

○山崎昇君 たいへん時間が制約されましたから端的にあと二つお伺ひします。二点目は、この総定員法を審議している過程からいろいろ政府の出された資料を見ますと、いろいろ国家公務員関係で定員外職員というものが十九万二千五百三十七名、きのう自治省で調査をいたしましたところ、地方公務員で十五万四千二百二十七名、合せて三十四万二千九百六十四名という定員外職員がおります。これは今度の総定員法の五十万何かに比較して、これは今度の総定員法の五十万に四敵する人員が定員外職員として置かれておる。そこで、私はこの定員外職員というものを何とかしなければどうしようもない。しかし、これにはパートの人もおりますし、態様が様々でありませうけれども、定員内職員のひとと同様の仕事をし、かつ恒久的な職についている者については当然定員化すべきだと思ふ。そこでこの資料を求め

たところが、昭和三十七年当時、定員措置をした残りとして、いま定員外に置かれておる者は二千三百十五名いるという。さらに総理府の調査によれば常勤と思はれる者が七千四百三十六名いる。自治省の調査によると、一年以上勤務している者が三万四千三百二十九名おるわけだ。このほか五現業の職員がおるわけだ。こう考へてまいりますと、私は総定員法には反対ではあるけれども、こういう職員については定員化をして総定員というのはきめるべきではないのかと、こういう議論を実はきのうからしてはいるわけだ。そこで、きょう総理に、こゝですぐに定員化せよといつてもむづかしいと思ひますけれども、少なくともこういう職員は定員化については努力をしてもらいたい、すみやかにやつてもらいたい、そういう約束ができるのかどうか一点です。

時間がありまふから続けて申し上げます。それから第二点目は、この定員外職員の諸君といふのは日給でありますから、休んだら日給がもらえないから直ちに生活の困窮を来たす。ところが、この間、問題になつておりました全林野の場合に、白濁病等考へますと、これは職業病と認定をされておるが、休みますと日給ですからももらえませう。病氣した上に生活ができなくなつてくる。こういう点を考へると、せめて定員化できないならば、その期間は給与面で保障をすべきではないか、こう私は考へるのであります。この二点と、それから最後にもう一点お聞きをしたいのは、いま何べんも総理から配置転換、強制はやらないという、出血整理もやらないという、それを私は信じたいと思ふ。そこで配置転換をやる場合に、本人の同意を得たいと総理は言うわけですが、それに従つては私は賛成いたしますが、その際、あくまでも本人のやはり了解をするように慎重に配慮してもらいたい。ただ一べんちよつと聞かして、しかしこれはおれの権力だからおまえはあつちへ行けというやり方ではない、形は聞いたようになりまふが、実質はそうではない、こういうことになりまふので、その点ぜひひとつ確認を願つ

ておきたいし、それから職員団体というものがあ
るわけです。この職員団体等に役員として就任し
ている者の異動の際には、その団体とこれは話し
合いをしてもいいまして、そうしてその団体の運
営に支障を来さないようにしてもらいたい。こ
の二点、総理大臣、確約をできるならばこの機会
に確約を願いたいと思う。

○国務大臣(佐藤栄作君) この定員外の常勤職
員、これは実際問題として、そういうものがあれ
ば御指摘になりましたようにたいへんな都合を
かもし出すのであります。しかがいまして、かつ
て三十七年に一度、その前に閣議で問題になっ
た。私、大蔵大臣時分にもこの問題でたしか取り
組んだと思っております。これは林野の問題、全
林野並びに北海道等の季節労働者が常勤労働定員
外というふうな扱い方を受けて、そうしてこれは
事故が起きたり、故障をしたりするのでたいへん
扱い方に困る、それはどうも扱い方が悪いんじや
ないかというので、これを整理にかかった。先ほ
ど言われますように、もう整理は大体済んでおる
はずだ、しかし、いままた山崎君が言われるよう
に、いつの間にか数がふえているというふうな
懸念もござります。私も実は山崎君からの質問に
この問題が出ていて、まだそんなことがいまでも
議論になっておるのかと驚いたくらいで、この非
能率に実は憤慨した一人であります。したがいま
して、まず、実態をひとつ明らかにしたい、こう
いう意味で嚴重に調査を命じますから、その調査
の結果によってどういうように処置するか、そこ
はしばらく時間をいただきたいと思ひます。この
点は、これはもう荒木君も隣におりますし、また、
各省でも、そういう定員外の常勤職員というも
のの雇用関係にしろ、そういう形でふえておると
いうのはたいへんな問題ですから、十分ひとつ精
査するというところに時間をかけてもらいたい。

それからまた先ほど来の総定員法ができた後の
定員の扱い方について、出血整理また配置転換等
について、出血整理はしないし、配置転換につ
いてはもちろん本人の意向を聞くと、こういうこと

にしたいと思ひます。これは重ねて申し上げま
す。また、そういう場合に、職員団体、そこら辺
にまた問題を起こしては何にもなりませんから、
また職員団体だけを特別に扱うというものでもご
ざいせんが、ただいまの本人の意向をよく聞
く、そういうことには特に職員団体の協力を得な
いと、いまはなかなか運用がうまくいかないと思
っておりますが、おそろくまあ特別の扱いはし
ないだろうと思ひますが、事前には職員団体とは
緊密な連携をとって、そしてこの定員の合理化に
必ず賛成するだろうというふうに考えますが、そ
の点はお御注意もございまして、特に注意
するようにしたいと思ひます。

○委員長(八田一朗君) 午後三時まで休憩いたし
ます。

午後二時休憩

午後三時十九分開会

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会
を再開いたします。

行政機関の職員の定員に関する法律案を議題と
いたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○山崎昇君 だいたい日もたつてきましたから、た
いへん政府側も私は疲れているだろうと思ひん
です。しかし、この法案の持つ性格から言つて、私
もまたいささか疲れておりますが、もう少し疑問
点を整理をして明らかにしていきたいと思ひま
す。

そこで、きのう——おとといですか、行政管理局
長から、地価公示法案の問題に関連をして、土地鑑
定委員会の権限の中に公示権を入れたのは国家行
政組織法十四条の違反ではないですかという私が
質問したら、あれは告示であつて公示ではないから
た、あるいは公示であつて告示ではない、だから
十四条の違反ではないんだ、こういう意味の答弁
がありました。そこで、私は当日、法例集を持つて
おりませんでしたので、その後検討してみました。

ところが、これはかつて法制局長官をやられた林
さんの解説でありますけれども、これを見るとい
うと、「公示」も「告示」も、公の機関が一定の事
項を広く一般公衆の知らうとする状態に置くこ
とであつて、特に、両者の間に差があるようには
認められない。」「こうあります。そして公職選挙
法等の例を引いて、公示と言つてる面も、告示と
言つてる面もこれは同じだという見解が示されて
いる。そうすると、私は国家行政組織法の十四条
に言う公示を必要とする場合には告示することが
できると規定は、これは明らかにあの土地鑑
定委員会の持つ公示権限に該当してゐる。そうす
れば、八条の付属機関であるあの土地鑑定委員会
に告示権を与えるということになると違法のそし
りが免れない、こうどうしても私は考えざるを得
ない。そこで、あの問題を討議したときに、
建設省から、これは本来第三条の機関にしたかつ
たんだけれども、認められないからやむを得ず第
八条機関にいたしました、こういう答弁がありま
した。だから、私は第三条の機関を設定して行
政行為をする権限を与えるべきなのに、それをや
らずして、第八条の付属機関をつくつて告示権を
与えるということになれば、これは脱法行為にひ
つきのものではないか、こう考えるわけです。そう
いう意味で、私は行政管理局長にお尋ねいたしま
すが、一体、公示と告示と、いま読みました林さ
んの見解が間違ひなのかどうか。もし公示と告示
というものが違ふならばどういうふうに違ふの
か。もう一回まず明確にしたいと思ひま
す。

○政府委員(田中康民君) これは行政管理局への
お尋ねなのにしやしや出まして申しわけござい
ませんが、私どもの関係と心得ますのでお答え申
し上げます。

公示と告示はどう違ふかと申しますと、公に告
げ知らせることにおきましては実体的に何ら変わ
りはないと思ひます。ただ、国家行政組織法におき
まして告示をすることができるといふその告示と
いう意味は、形式的な意味における告示という形

式にとれる、こういうことでございまして、いま
土地鑑定委員会について仰せられました、土地
鑑定委員会については、そこで特に告示という形
式をとるまでの権限を与えたわけではない。ただ
自分のところで、土地鑑定の基準によつて地価を
定め、また場合には公に知らせることができ、
あるいは義務的に公に知らせなければならぬよ
うなものであると思ひます。そういう違いでござ
います。

○山崎昇君 私の聞いてゐるのは、公示と告示のこ
とばの意味が、この林さんのあらわされた本によ
ると、何も違ひがないというのだ、差がないとい
うのだ。したがつて、法律によつては公示といふ
ことばを使つてゐるところもあれば、告示といふ
ことばを使つてゐるところもありまして、これは
公の機関が意思表示するしかたであつて、ことば
は違つてゐるけれども内容は同じですと、こうい
う解説になつてゐるから、それが違ふならば違ふ
と指摘をしてください。もし違ひないとするなら
ば、公示といふことばを使つてゐるが、告示といふこ
とばを使つてゐるが、第八条機関にこういう権限を
与えることは十四条の違反になりやせんかと、こ
ういふことを聞いてゐるんです。これは行政管理局
長から、あれは公示でありまして告示ではござい
ませんという答弁だったから、差があるならばあ
るようにならなければならぬ。しかし、権限に差が
ないとするならば、これは告示と言つてゐるが、公示
と言つてゐるが同じではないですか、こう私が指摘を
してゐるわけです。ですから管理局長が答弁され
ましたから、差があるなら、あるいはまた林さん
の解説が違ふならば違ふというふうな答弁して
もらいたい。もしあなたが、もつと云うならばた
くさんこういう例があつております。全部読み上
げてもつけようですけれども、時間がありません
から私は省略いたしますけれども、私はどうもい
まの行政管理局のやつてゐる八条機関というの
は、きわめて脱法行為的な要素を持つてゐるか
ら、したがつて、私は土地鑑定委員会については
疑問を持つてゐる。そういう意味で私は指摘をし

ているんだけれども、ことばというものは正確に
つかまなければなりませんから、私どものような
しろうと解釈ではいけませんから、私はわざわざ
この本を買ってきまして、そして調べたら何も差
はない、専門家は、差があるならあるようにして
ください。それから公示というものはどうい
うものであつて、告示というものはどうい
うものであつて、その行為いかんによつて国民が受ける内
容が違ふならば違ふという点も指摘してもらひ
たい。

○政府委員(田中康民君) ただいま林前長官が述
べられましたところは、公示と告示におきまして
実体的には違ふないというところは私もそのとお
りだと思ひます。ことばが足りなかつたと思ひま
すが、告示というのは形式的な意味において使
用場合がございいます。たとえば、命令と申しま
すか、あるいは法律というものは、そういう名前
でもって出るもの、われわれはただ法律であるから
法律であるからというのを申しますが、法律と
いう形式をもつて出ているものと、その中には命
令という形式をもつて出ているものとございま
すが、そういうように公示をする場合は、告示とい
う形式においてやる場合には国家行政組織法の
十四条によつて外局までにはその権限がないよ
うに考えるべきだろふと思ひます。このたびの土
地鑑定委員会については、ここで特に告示をする
ことを書いておりませんので、土地鑑定委員会
は告示という形式ではその公示を出すことはでき
ない、このように考えるのでございいます。

○山崎昇君 私は形式論で言っているのではない
です。この説明書は公示も告示も同じというの
です。法律効果として公の機関が意思表示する場
合に何も差はないのです。差がないのに、な
ぜあなたのような見解になりますか、だから土地
鑑定委員会に公示権を与えるということは、通常
の意味で言う告示権を与えることになるから、
これは脱法行為になるのではないだろうか、こうい
う私疑いを持つておる。あなたの見解はこれから
いくとずいぶん違いますよ、公示と告示とは同じ

というのです。どう違いますか。

○政府委員(田中康民君) そこで林前長官が申し
ておりますのは、効力としては同じであるとい
ふに言つておるのではないかと思ひます。私も
その本をまだ読んでおりませんので、あらためて
読んでみますが、ただ形の上で公示をする場合
に、告示という形式によるか、あるいはただ公示
として一般の官報でありますならば公示欄に載
せるか、いろいろ方法はございしますが、そういう
のが効力としては何ら変わりはないと思ひます。し
かし、形式的に告示という、農林省告示第何号と
いうそういう形式のものは土地鑑定委員会では出
せない、こういうことでございいます。

○山崎昇君 それではあなたにお聞きしますが、
それでは国家行政組織法十四条に、公示を必要と
する場合には告示をすることができると書いてあり
ます。この公示を必要とする場合の告示とどう違
ひますか、何も違ふないじゃないですか。

○政府委員(田中康民君) 公示をする場合の方法
はいろいろあると思ひます。たとえば役場の前
に、こういう書類をそのまま出して置いて、みん
なに縦覧できるというののも一種の公示です。そ
の場合に、特に国家行政組織法では官報に載せて
農林省第何号という農林省告示がやはりそういう
形式をもつて公示をすることができるといふこと
をいっておるのでございいます。

○山崎昇君 重ねて私読みますが、公の機関が一
般公衆に一定の事項を周知せよという場合は、
形式としては公示よりもむしろ告示のほうが普通
の用語であるけれども、公示という場合をとるこ
ともあるんだということも、これまで述べてお
られるのです。そうすると、あなたの言うようにそ
ういふことにはなつてこない、公示も告示も形式
として同じだと、こういうことになるのです。そ
うすると、私は、なるほど土地鑑定委員会に告示
というところを使つてないが、公示をする権限を
与えるというところは、ことばをかえて言えば告示
権限を与えることと同じことになりはせぬか、そ
うすると十四条の違反になりませんか、八条機関

の性格から言つて。こうなつてくるわけです。ど
うしても私はあなたの言うことがわからない。

○政府委員(田中康民君) これは、林前長官の非常
に短いことばの中であつたところ、私は、私は
らずであつたのだらうと思ひます。私たちが法制
局におきましてつとめとして持つておるま
ところについて申し上げるならば、私がいままで
申し上げましたようなことではございいます。ところ
で、公示をもし告示であるといふふうに言つた
いたしましても、おっしゃいましたように法律違
反になるわけじゃないと思ひます。国家行政組織法
も法律であり、土地鑑定委員会の不動産の鑑定評
価に関する法律も地価公示法も法律でございま
すので、特別法の関係で当然法律違反にはなりませ
んけれども、しかし、私はそこまでの公示を、
告示がでけるといふふうには実は解してないの
でございいます。

○山崎昇君 あなたの、法制局の見解としてはま
ことにそれはおかしいですよ。じゃ、もう少し例
を申し上げます。これはあなたも舌足らずとお
っしゃるけれども、林さんの言つておることを、そ
れが私には関係条文を読みます。「結局、根拠法
律が何者を使い分けておるから」といふことにな
る。すなわち、総選挙の期日については、公職選
挙法第三十一条第四項に、「総選挙の期日は、少
くとも二十日前に公示しなければならぬ」とあり
、国民審査の期日については、最高裁判所裁判
官国民審査法第五条に、「中央選挙管理会は、審
査の期日前二十日までに、審査の期日及び審査に
付される裁判官の氏名を官報で告示しなければな
らない」とある。しかし、この告示も公示も同
じことですよ。意味で法律をあげて説明されて
いるのです。だから、土地鑑定委員会では公示とい
ふことばを使つておるが、実体は告示と同じでは
ないですか。そうならば、国家行政組織法からい
けば、第三条の行政機関だけが告示権を持つに、第八
条の付属機関が告示権を持つことは違反になりま
せんか、あるいは脱法行為の疑があるんじゃないで
すか、こういうことを私は指摘してゐるわけです。

です。それから、私はあつてもこれは八条機関の性格に
ついて触れたいと思ひますが、いづれにしても、
公示と言つて告示と言つてが法令上は同じだと
いう、これは間違ひありません。そうならば、
土地鑑定委員会に公示権を与えることは、私は八
条機関の性格からいって行き過ぎであり、もつと
極端な表現を使えば、第三条の行政機関でなけれ
ばやれない権限を八条機関に与えることは違法的
ではないのか、こういうことを申し上げてゐるの
です。もう少し明確にしたい。

○政府委員(田中康民君) 告示というものが公示
の一つの形式としてなされるという意味におきま
しては、先ほど先生仰せられましたように、各種
の法律で公示といひ、あるいは告示といふ場合に、
その公示という表現の形の手続を告示という形式
にしておることは、これはそのとおりと思
ひます。しかし、純粹にぎりぎりことばを詰めて
まいますと、公示しなければならぬといふこと
とは、公に知らせるということだけでございま
して、特に告示という形式によらなければならぬ
といふふうには言えないのではなからう
か。ただ、国の機関が一般にすることを告げ知
らせる場合には、これはすべての人に周知させな
ければいけませんので、その場合には、少なくとも
官報に載せるなり何なり、ほんとうに国民が周知
できるように体制に置かなければいけない。これ
は明らかでございいますので、その場合にお
きましては、公示とありましても、すべてその公
示の最も国民に周知が徹底するように告示とい
う形式を用いることがベターである、ベストであ
るというところは私もこれは認めなければいけない
と思ひます。

○山崎昇君 公の機関が国民に対して知らせる場
合に公示といふことばを使つておるが、告示とい
ふことばを使つておるが、それは同じなんだとい
ふことを言つておるんです。私は形式論で言つて
おるのじゃない。しかし、形式的に言つても同じだ
といふことを林さんが言うのだが、あなたこれは
誤りだと言ふなら、あなたの意見として、誤りと

して聞いておきます。私はいずれまた別な人に聞いて、後日またあなたと論争してもいいし、こればかりやってたんじゃないやうにもなりませんが、しかし、少なくとも元法制局長官の解説だから私は正しいと思つてゐるのだ。これは誤りでずか。それじゃ、誤りと言ふなら誤りというふうに言つて下さい。

○政府委員(田中康民君) 私は従来の法律なり命令が、そういうふうに混同して使つておつたといふことがないとは申し上げません。そういうものを総合的に解釈すれば、林前長官の言ふやうなふうにならざるを得ないかとも思います。しかしながら、今日の立法手続が非常に整備した時代におきましては、私が申しましたやうな基準でもつてやつておる、こういうことでございます。

○山崎昇君 これはこれ以上やつてもしかたがありませんが、あなたが、それはそれでしようけれども、今日はとつても、これはあなた、出たのはいつだと思ひますか。十年も二十年も昔のことじゃないのですよ。最近書かれてゐる本なんです、これは、それじゃ林さんは、最近、あなたの言ふやうに、ずっと以前に書かれたものをまた出しているというふうにあなた受け取るならそれでけっこうですが、私は少なくともこれを買つてからまだ三日しかたない。それでもあなたが誤りだと言ふなら誤りでけっこうだと思ふ。昭和四十三年の十月に出されてゐるのだ、これは、これは法令の解釈論でありますから平行線をたどるかも知れませんが、これは行政管理庁に私は注意しておきたいと思ふ。少なくとも八条機関は、分析をしたら、いろいろ、大体五つ六つの種類に分かれます、これは。しかし、いづれもこれは行政機関ではないのです。しかし、行政機関ではないけれども、行政機関のような役割りをさせてゐるものもあるし、そうでないものもある。これは私は去年から指摘してゐる事項ですけれども、改まつていないわけ。これはあとで時間がありません。たうとう少し私は中身を分析してお聞きをしたいと思います、別の問題に移りたいと思ふ。

そこで、総務長官がおいでになりましたから総務長官にお聞きをしておきたいと思ふのですが、この法案がもう出てから何べんか私は行政管理庁の長官からセクシヨナリズム、セクシヨナリズムといふことを言われた。きょうまた総理から、このセクシヨナリズムという話が出ました。そこで私は、人事行政を扱う総務長官として、あなたのセクシヨナリズムについての見解をお聞きをしたい。なぜこういうものができて、それからどういふふうにしたらこれがなくなると思われるのか。いますぐ具体案がないとすれば、あなたの抱負でも経緯でもけっこうであります、ひとつお聞きをしておきたい。

○国務大臣(床次徳二君) 私の考え方としてお聞きをいただきたいと思ひますが、今日の官庁といふものは分かれておるもので、やはり、自分の所属するところの官庁の立場に立てこもりがちであるといふのが一つの通弊であります。これを私はある程度セクシヨナリズムと考えておるのじゃないか。しかし、国家公務員といふものは国民全体の奉仕者としてあるべきものでありまして、単なる自分の省の立場といふものにとらわれずに、大局から見て仕事はなすべきものではないかと考えておるべきであります。私、総理府におりますと、各省の連絡調整という事務をいたしております関係上、ぜひ公務員全体が国民の全体の奉仕者という立場に徹してまいつたならば、もつともつと仕事の連絡調整もうまくいくのじゃないか、かように考えることもないではないといふことを申し上げておきたいと思ひます。したがつて、今日そういう意味におきましては、全体の奉仕者という立場の認識を深めたいと思ひますが、さしあたり実行いたしておることは、公務員の採用にあたりまして、従来たしか各省で別々に採用してそのまま任用しておつたと思ふのですが、昨年からいからですか、新しく職員を採用いたします際には、これを一堂に会しまして公務員としてのオリエンテーション、講習会を研修会と称して行なつておることで、広く国家行政全般に対して必要な知識を与えるようにいたしまして、これまた私はセクシヨナリズムを打破することの一つの大きな一助になるのではないかと考えております。なお、今日総定員法等が定められまゝの場合におきまして、各公務員のいわゆる配置転換等の場合におきましても、常に各人事管理におきましては、個人の配置転換に対する要望等を聴きまして、個人の配置転換に對する要望等を聴きましておるのであります。したがつて、人事異動をいたします際には、かねてから調査してありますところの本人の要望といふものを積極的に生かして人事管理に当たるといふやうなことも考えておるのであります。私は徐々ではございますが、公務員全体が常に国家公務員としての自覚、すなわち国民全体の奉仕者としての自覚に徹するようにありたいと、かように考えておるものであります。

○山崎昇君 私は、このセクシヨナリズムといふのは、これは言うほど、これをなくするといふことは簡単だとは私自身も思ひません。かなり私はむずかしいものがあると思ひます。そして、この問題は、行政機構の問題とも関連をしますし、それから事務のやり方にも関連をしますし、人事の問題とも関連をしてくる問題であつて、私ども管理問題とも関連をしてくる問題であつて、私どもかなりこれについては見解を持つ一人だと思ふんです。しかし、いま総務長官からお話がありましたように、去年からいから総理府で一括して何か採用されてゐるやうにお話を聞いたんですが、そのとおり行なわれておるのかどうか。たとえば、人事院で採用試験を行なつて、総理府に名簿提出があつて、そして総理府で採用して各省に配置をしておるのかどうか。そうでなければ総理府がやつてゐるということにはならないんだが、その辺のことからお聞きをしておきたい。

○国務大臣(床次徳二君) 人事院でもつて試験をいたしまして、これに合格いたしました者を各省が採用するわけですが、各省で採用決定いたしました者を人事院におきまして集めて、そして合同の合宿訓練をやる——人事院と共同主催であります、これは先代代々木でもつていたし

たのであります。たしか二度目だと聞いております。寝食をとるにいたしまして、公務員としての最初の心得として必要な事柄を、短期間ではございますが、研修を受け、そして、四泊五日だそうですが、かなりこの点におきまして公務員としての共通な考え方を受けて、そしてそれぞれの省に帰りまして仕事をすることができるようではないか。私はこれが絶対とは存じませんが、しかし、今後において役立ちものと考えております。

○山崎昇君 いまの総務長官のお話ですと、やはり各省で採用して、ただ研修制度としては従来より一歩進んでいるやうな感じはありますけれども、四泊五日でそれだけの研修でこのセクシヨナリズムの一番といふことには私はなつてこないのではないか。それならむしろ一歩進めて、総理府で一括採用して、総理府で各省に對して配置をする、総理府であるいは計画的に配置がえ等を行なわれる、そういうことにでもならなければ、ずっと入つたときから何十年も各省に勤務をして、最初の三日や四日研修制度で話をしたから、それでセクシヨナリズムがなくなるなんていふのはどうもさししいものではないのではないかと、こう考へる。ある学者の意見を私も聞いてみれば、総理府に人事局ができたといふことにはそういうことを期待をしたといふんですね。ところが、総理府の人事局ではほとんどそれらしいことは何もない。依然として従来の人事管理しかやられていないではないか、こういう批判もされてゐるわけなんです、どうですか。

○国務大臣(床次徳二君) おことばのごとく、総理府に人事局を置きます際には、相当の準備がなされてゐると思ひます。しかし、人事院との関係、また、その他の関係から申しまして、当時予想したよりも少ないと申します。この点は過去の経過としてそういうことがあつたやうに承知はしております。で、今日採用におきまします際には、各省でもつて採用いたします者は、それぞれ欠員

のある場所等によりまして専門的な立場が必要とされております。それで各省におきましてそれぞれその欠員にふさわしいところのものに應ずる人物を採用するという立場に立つて各省で採用している。もちろん、これは人事院試験におきまして合格した者の中からとっておるわけでありまして、最も適材を適所にに入れるという立場で各省で採用しておるものと思います。しかし、先ほど申し上げましたように、それでもって国家公務員として全体的な意識がなくては困る。この点におきましては、ただいま申し上げました、万全とは存じませんが、しかし従来に比しまして一歩前進することと考へまして合同の研修会をもちまして、そうして国家公務員としての共通の認識の上に立つて、今後それぞれの部署において専門の仕事に従事してもらおうという考え方であります。基本的な精神におきましては、これはもう全体の奉仕者としての考え方を体しまして十分ひとつ徹底さしてまいりたい。今後ともいろいろな処置がありましたならば、そういう方法を積極的に採用してまいりたいと思ふ次第であります。

○山崎昇君 そうすると、いまのところは各省で採用された人を人事院を通じて、四泊五日か何か知りませんが、研修をする程度であつて、それ以上のもではないというところですね。今後はそうすると盛んにこの問題になります。セクシヨナリズムというものはやっぱりなくしていく、こういうことになると、総理府として考へ得られることほどの程度のことまでいまいお考へになつておるのか、それを聞いてこの問題のビリオドを打つておきたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) なお、採用いたしました後の全体としての立場に立つてセクシヨナリズムを打破するというところにつきましては、部分的には、やはりいわゆる各省間におけるところの人事交流の問題として、むしろある程度まで定期的にと申しますか、きまりました一定の数を各省において入れかえをやっておるわけでありまして、総理府におきましても各省からとる、そうして若

干、年数勤務いたしましたならば、またもとの省に帰るというふうにしておるわけでありまするが、こういう各省でそれぞれやつておりますところの人事交流というものは、これはおのづからの視野を広くいたしまして、セクシヨナリズムを打破することに大きく役立つものと思へております。

○山崎昇君 それでは次にお聞きをしたいのは、この前の委員会で相次いで起きた公務員の汚職事件について網記肅正の通達が出された。で、その内容に、四月三十日まで各省からそれぞれ計画案をもちまして、それに基づいて総理府としてはふたたびこういうことのないようにしていきたいんだという答弁がございました。そこでどういふ案が、これは各省から全部聞くわけにまいりませんが、何か特徴的な回答があれば、一、二示してもらいまして、それに対して総理府ではどういふ形のものをつくり上げようとするのか。さらに、あの際も問題になりましたように、相手業者に対する規制の仕方とか、それから直接監督者の立場にあった高級公務員の責任の取り方、そういうものについて一体総理府はどうされようとするのか、見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) 過般、総理府から出しましたところの官庁網記肅正に関する通牒でございますが、これに對しまして四月末を期限といたしまして照会いたしたわけでありまするが、今日までのところ、二十七日省庁中、回答のありましたのが十七省庁でありまして、現在その結果を整理中でございます。内容が相当多岐にわたつておりますので、各省とも相当研究した結果を報告していただくのではないかと。まあ今日までの報告の出し方と、内容を見ておると、かなりまじめに研究しておるようによい考へておりますが、いづれでございませうか、この点は整理をいたしまして、そうしてただいま御質問のありました事柄等にわけましまして対策を生み出してまいりたいと思つております。

○山崎昇君 ただいま整理中だということですから、いづれ整理ができて総理府のほうから提示された段階で私もまた見解を述べたいと思ひますが、しかし、少なくともあの一連の事件を考へてみて、生活に困つてやつた事件ではない。そしていづれもかなり権限を持つて管理職といわれる職員が犯しているわけですから、その上司についてはあまり明確な処分をしたということをお聞きしたいんですが、上級職員のそれならば処分というものをどういふふうにしたのか聞いておきたいんです。

○国務大臣(床次徳二君) なお過去におけるこの取締容疑事件等につきましては問題かと思ふのでございます。いわゆる職務に關して不正利益を受けた者に対する調査につきましては、一応集計いたしましたものが全部まとまつておりまして、大蔵省を除いたところの二十七省庁から報告がきておりますが、集計だけ申し上げますと、昭和四十二年におきまして七十件、百二十二人に及んでおります。それから監督者は五十一件、百二十人、四十三年には七十六件、百九十五人というものが本人の問題でありまして、監督者に対しては四十八件、百二十五人が処分を受けた形になつております。なお、大蔵省がまいりましたならば、さらにその分を加えて御報告申し上げますと思ひます。なお、その内容につきまして御要望がありまするならば、多少まとまつたものだけについて御報告申し上げます。

○政府委員(栗山康平君) ただいま総務長官から過去二年間における取締容疑事件の件数、人数、それからそれに対する監督者の責任をとつた件数、人数というものの総括の御報告がございました。内容の詳しいことにつきましては、いま目下集計といひますか、わからぬような、はっきりしない点もございまして、この点なお重ねて照会などしまして、集計しやすいようになつて作業中でございます。それから大蔵省につきましては、ただいま長官から申し上げましたように、国税庁という膨大な

組織がございしますので、一兩日中に提出願うようになつておる次第でございます。各省ごとの件数どういたしたしょうか。——それでは後はどまたまとしました際に答え申し上げま

○山崎昇君 そればかりやっていると時間ありませんから、後ほどまた必要があれば、私のほうから個別にお聞きをしたい。

それから最後に総務長官にもう一つ聞いておきたいのは、さつきも佐藤総理に人事院勧告の問題について質問したわけなんです。すでにおわりのように春闘もやや終わり、それから私どもと一番密接である公労協の問題もほぼ仲裁裁定に移行するといひえ、内容的にはもうきまつたも同様ではないかと、こう考へるんです。そうすると、いま総理府で組まれておる人件費の予算では当然いまの春闘の経過からいって私は足りないのではないだろうか。これは人事院勧告がまだ出ていましてから推定でものを言う以外に方法はない、しかし、少なくともいま総理府予算ではないでしようけれども、人件費を予算に組んでおる四百四十三億という水増し予算では間に合わないことは、もう必至であらう、こう考へます。そこで、八月の十五、六日ごろには勧告が出るわけなんです。そのときにいふことは勧告が出るわけなんです。あるいは予算がないからというわけであつた人事院勧告というものが値切られ、勧告どおり実施されないということになると私はゆゆしき問題だと思ふ。そこで、本来なら大蔵省に聞くべきことかもしれないんですが、担当大臣でありますから、どういふふうな勧告が出ようとも財政的にできるとか、できぬという議論にならないのだ、ここどこで私どもは確答してほしいと思ふ。その点はどうですか。

○国務大臣(床次徳二君) この点はたびたび申し上げておりましたが、まことに申しわけないわけでありまするが、方針をいたしましては完全実施のために万全の努力をするという基本方針で臨んでおるわけでありまして、やはりこの態度をもちま

して人事院勧告に当たりたいと思っておりますが、予想いたしましたとは、お話のごとく、今日民間も出て出ましたし、公労委も裁定に移行中でありまして、数字から申しますと従来の傾向よりも若干上回っている。予算といたしましては給与費で予備費に余裕は見ておりまして相当改善したつもりではあります。はたしてこれでもって完全実施ができるかどうかということに對しましては非常な懸念を持っているわけです。しかし、これは勧告のありました時期におきまして万全の努力をいたしたい。これは単に担当の私の立場、総務長官の立場ばかりでなしに、政府全体といたしまして、予算その他との立場もありまして万全を期して努力いたしたいと思えます。

○村田秀三君 関連でお伺いしますが、先ほどの総理の答弁また総務長官の答弁と合わせて考えますと、これは例年になく五割額を予備費にとつてある。その範囲の勧告であれば完全実施もできようない方、ことは相当に、われわれからみれば少ない額であります。政府側からみると相当高いものと春闘相場を評価しているようでありまして、大体それが一つの基準になって人事院勧告が出されるであろうことは、これは従来の例に徴して言えることであらう。そうすると、改善する、尊重するということ、総合予算主義を政府が主張し始めた当時から、もう人事院勧告を拘束するのではないかと、財政によって人事院勧告を拘束するのではないかと、これを強くこれは執拗に政府に詰問をしておいた問題なんです。それと関連をいたしますと、尊重する態度は捨てておられけれども、財政が伴わないからこれはできないんだという方、言いに聞える。そういうことであつては、従来からの論議というものはまさに水泡、その場限りの答弁であつたということになるわけでありまして、この辺のところは、とにかくいかなる勧告が出されようとも尊重するという態度は変わらないんだということが一つ前提にならなければならぬということですね。それをきちとお答えをいただきたいという

ことが一つ。それからもう一つ、実は三月の当院の予算委員会において、原首相が大上段に振りかぶつた答弁をいたしたのを私聞いております。ひとつ御心配召さるな、ことは六月実施をいたします、来年は五月にいたします、必ずやりますから私におまかせくださいというような答弁をなさっているわけですね。この答弁を予算委員会はそのまま聞いておるわけでありまして、了承しておる。こういうことには経過的に言えと言えわけです。したがって、この答弁を予算委員会のいまま総務長官の言い方からするならば、どこかに飛んでしまふという懸念があるわけでございます。そういう意味で、とにかく財政がどうあろうと、人事院勧告がどうあろうと、少なくともことは五月に実施したいのだけれども、腹づもりとしては六月なんだということを労働相が言つたそのことと関連をさせるところの答弁が出てこない限りは、これは了承できないわけです。予算委員会の議事録を取り寄せてもらつてもいいですよ。これは明確です。

○国務大臣(床次徳二君) 第一の問題であります。人事院勧告を尊重するという方針、これは政府といたしまして数年来一貫しておるものでございます。なお、人事院勧告であります。総裁がおられませんが、人事院勧告というものは、政府の立場と全く独立した人事院独自の立場に立つて適正なる勧告をいたすものであります。その勧告を受けまして、政府はただいま申し上げましたような基本的な姿勢に立つて勧告を受けて、そうしてその際におきまして実現に努力いたす、これが政府としての基本的な態度でございます。

それから第二点でございますが、この点につきましては、第一に申し上げましたように、完全実施するということが基本的な態度でありまして、勧告を受けました際におきましてあらゆる努力をいたすわけでありまして、しかし、毎年毎年万全を期して努力するといつてもできないではないか。ことしやるといつてもできなかったらどうするかということにも、あるいはそういう意味のお尋ね

かとも思うのであります。政府といたしましては本年の勧告を受けまして、万全の努力をするということとは当然であります。しかし、どうしてもことしにおきましてできなかったような場合におきましては、昭和四十五年にはひとつ完全実施を努力するように実現を期そうじやないかという考え方はお互いにきめておいたわけでありまして、なお技術的に申しますと、六月実施におきましては期末手当もありまして、一つの段階であります。財源的に申しますと、一つの大きな山がある。これをどうして処置するかということにつきましては、大いに苦心をいたしておるところであります。

○山崎昇君 給与問題は本題でありませんが、もっともとお聞きしたいこともあるし、私はすでに発表された四十四年度予算の二、三分析をしてみて、いまの推定でいけば、大体この予算はどれくらい足りないのかというふうな検討も実はしてありますが、これは別な機会にひとつお聞きをしてみたいと思うので、一応この問題については打ち切っておきたいと思うので。

そこで、いよいよ本題である総定員法に關連して管理庁長官にお伺いしたいと思います。この法律案を見ますと、この法律案の第一条でいって行政機関と、それから行政組織法でいっている行政機関と、どちらも違うような気がします。もし違ふんなら、どこが違つて、なぜ違ふようにしたのか、御説明をいただきたい、こう思うので。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。国家行政組織法上の行政機関は、これは府、省、委員会及び庁、こういうことになっておりまして、行政機関の定員に關する法律におきまして行政機関は上記の機関のほかに、内閣の機関として内閣官房、内閣法制局及び国防会議事務局を含んでおりまして、その範囲が同一ではございません。

○山崎昇君 いま説明ありましたように、内閣の権限の及ぶ範囲の行政機関といういま御説明だつたと思うので。そこで、私は具体的にお聞きをしたいのですが、今度のこの総定員法で内閣までも含めるといふことについて私は多少疑義を持っているわけですね。これは政策の問題でしようから、私は誤りだとか、そうでないとかいうことは言いません。しかし、私は行政権の最高機関といふのは内閣であるから、内閣といふのはいよいよ管理をしていくその他の行政機関の上級機関に当たるのではないかと、そうすれば、そういうものも引くるめて総定員法で縛り上げるといふことに多少の疑義を持っているわけです。その点について一つの見解と、それから内閣の關連する機関だといふことであるならば、多少独立的な権限は持つておりますが、人事院もこれまた内閣の補佐機関になつてくると思うのです。そうすれば、内閣を入れて人事院を入れないということになる。私は少し片手落ちのような気がします。そこでお尋ねしたいのは、なぜ内閣が入らなければならないのか。そして内閣を入れておいて、なぜ人事院や会計検査院というふうなものは別にするのか、その辺のことをお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。内閣の機関につきましては、ただいまお話ございましたような点も確かにございますが、やはり行政の職員の一部でございます。これは内閣の統括のもとにございまして総理府及び各省の職員を一括して定員管理を行なうほうが、定員管理の合理化の目的に沿うのではないかと、形式的にはお話のような政策論でございますが、形式的にはお話のような考え方もあると思ひますけれども、そのほうが定員管理の合理化にふさわしいのではないかと、この中で内閣官房、法制局等を入れております。人事院につきましては、内閣の所轄のもつたことになつております。これは内閣の所轄のもつたことではございますが、かなりと申しますか、相当に独立性が高こうございます。

し、また人事院につきましては、その予算につきましてもいゆる二重予算と申しますか、大蔵省の査定が食い違った場合には、これは人事院の本来の予算も添えて提出するといういわゆる二重予算という提案権も持っておりますような点からみまして、独立性が非常に強いというふうに判断いたしましたして、総定員法の範囲から除いたわけでございます。

○山崎昇君　いま御説明のあった人事院の確かに
 独立性の強いことは私もこれは認めておるわけで
 す。しかし、この総定員法の行政権のある内閣の
 息のかかったものがある程度入れるというなら、
 私は政令でどういう扱いしようとも、やはり人事
 院等も含めて、最高限度というのですから、定員
 というのはきめるべきではないか。そうしていま
 実態を調べてみれば、人事院は定員というのは人
 事院規則でやっておるんですね。それならば最高

限度の中に入れて、行政権を行使する内閣全体の定員の最高限度というものをきめて、政令でやはり人事院に対してもきちっとした定員措置というのをとるべきではないか。そうでなければ、どうも行政権の最終機関である内閣全体の定員管理ということにはなっていないのではないか、こう私は思うんです。しかし、これはいま申し上げましたような政策の問題でありますから、私はそんなにこれに深く入ろうとは思いませんけれども、どうしてもいまの政府の考え方に多少私は危惧を持ちますので、もう少しあなたのほうの内部で議論された点があるならば、あるいはそういう点が議論された上で、さらにいまのような政策にしたという点があるならばもう少し聞いておきたいと思っています。

○政府委員(河合三良君) ただいま申し上げました趣旨でございますが、御趣旨の点につきましては十分検討はいたしておりますが、やはりそういう独立性、特に人事院の置かれております立場、内閣一般の行政部局との関係でございますとか、特に会計検査院についても同様に感じますか、そういうことから分けて扱っております。御

趣旨の点については私も確かにそういうお考えも理解のできる一つの考えというふうには思いますが、現在の扱いといたしましては、このほうが適当ではないかというふうに思います。ちなみに5%削減につきましても、これは人事院につきましては各省庁の削減に準じて削減をしていったというふうに考えております。

○山崎異君　これは私のほうも政策論ですから決定的なことを言うわけにはまいりませんが、しかし、行政権の最高機関でありますから、でき得るならば、私は内閣に属する機関はやはりまとめるべきでなからまとめるべきではないか、総定員法に反対する立場は立場であつても、まとめるという意味からいふならば、やはり機関を全部まとめるべきではないか。そういう点だけ、私どもこれは意見として申し上げる以外にないと思うのです。そういう意味で指摘をしておきたいと思うのです。

その次にお聞きをしておきたいのは、実は私もずいぶん調べてみているわけですが、いまの内閣官房と総理府の關係についてやはりどうしてもわからぬ点が一ぱいあるわけです。それは人事配置一つ見ましても、内閣官房に参事官というのがずいぶんあるわけでありすけれども、そのうちの一部はこれは総理府の審議室に勤務になってみたり、あるいは総理府の機關の課長であつてみたりなっているわけです。そういう意味で、私は臨時行政調査会が内閣府というような構想を出したのだと思うのですが、この総理府と内閣官房との關係について少し説明してほしいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 相当具體的にお答え申さねばならぬと思いますので、説明員からお答

えさせていただきます。

○説明員(石原寿夫君)　ただいま山崎先生御指摘のように、内閣の審議室と総理府の審議室、この人員の關係は兼任者が相当おまして、一つの問題をつかまえて、総務長官の名でものを考えます場合は総理府参事官がこの名称を使つてやることになっております。それから内閣官房長官の

仕事としてやります場合には、同一の者が内閣の審議官という名称を用いてやるという場面があるわけでございます。ただ根本的にやはり違いますのは、内閣官房は内閣法の示します非常に重要な政策上の統一保持をやります総合調整というのが主任務かと存じます。総理府の場合は、どちらかといいますと、それよりか少し下りまして、行政実施上の連絡、調整的な任務を主とするという理解でおるわけになります。

○山崎昇君 何かわかったようなわからぬような気持ちでおるのですが、私どもしろうとですか、もう少し具体的にお聞きをしたいと思ひます。たとえば内閣参事官のうち総理府官房の総務課長、人事課長、会計課長を兼任しているのですね。それからまた片や、内閣の審議官というのがある、これは総理府の官房審議室長あるいは審議室に勤務をしておるわけです。そうすると、私

どもは内閣官房とか総理府の機構というのは、ほかの省とかなり趣を異にしているわけですね。そして総理府設置法を見ても内閣の設置法を見ても、どうも、片や何か閣議の仕事を扱うようになつておるし、それから総理府はそれも一部やるけれども、いまお話のあつたような連絡調整もやるということになる。そして、なるほど御説明のように、内閣参事官という立場からは官房長官の指揮、命令を受ける、総理府の総務課長、人事課長、会計課長という形になってくると、これは総理府総務長官の指揮系統を受けている。同一人間がいわば二つの命令を受けるのですね。そしてこのポストからいって、私は総務課長、人事課長などというのはかなりなこれはポストになつてくるであらう。さらに総理府の官房審議室などという

え、これはいへん重要な仕事をやっているようにも考えるわけです。そうすると、私はどうしても官房と総理府というものは、何か見ようによつて密接不可分でもあるし、分けようによつては分けられるような気もしますけれども、どうも人事配置上、あるいはこういう官の設定のしかたからいうと、分けられるような気もしてくる。そ

ういう意味で、臨時行政調査会の出しておる内閣府構想というものは、やはり相当考慮する必要があるのではないかという気がしますが、もう少しこれをひとつわかりやすく説明してもらえませんか。

○説明員(石原寿夫君) わかりやすくと申しまして、いま山崎先生御指摘の実態でございまして、考え方としてはいろいろあるうかと思ひます。臨時行政調査会の立場をとります場合は、現在の行政の実態から見て総合調整機能を強化するといふたてまえから、内閣の本来的な使命を強化するということによつて総合調整の力を強化するといふ立場に立つ限りは、やはり内閣府といふような構想も成り立つかと思ひます。これは一つの考え方かと思ひます。ただ、現在の行政の実務の実態から見まして、一応形式的に分かれてはおりますけれども、實質上、密接不可

分な關係において現在のような形で業務を遂行するということも一つの考えかと思ひます。どちらがいいかということとは私答へ得ませんが、兩方の考え方がやはり成り立つと思ひます。

○山崎昇君　この問題はもっと根本的にいへば、共管競合の問題に入らざるを得ないと思うわけで、す。しかし、これはいまもう四時半までですから、やっている時間がありませんが、一例としていま申し上げるのであつて、今後とも私はこの共管競合という問題について意見を申し上げてみたいし、また説明も聞きたいと思つておるのですが、いづれ後日にこれは譲らしてもらいたい、こう思ひます。

そこで取り急いで、あと十五分しかありませんから、二、三點お聞きしておきたいと思うのです。

が、さつき指摘しました八条機関なんですが、私の分類にもし間違いがなければ、大抵性格的にはこの八条機関と称されるものは五つ、六つになるのではないかと。一つは諮問的な機関、二つ目は試験研究機関、三つ目は検査検定機関、四つ目は文教施設関係、それから五つ目は医療施設、その他大抵こういう形になると思うのです。私は最近の行

政の傾向として、この八条機関というのがふる傾向にあるのではないか。特に私はこの中で、行政の機関が設置をする試験研究機関というのはいくつ性格で置くべきものなのか。あるいは一般の行政と行政機関が設置する研究機関というの、どういう関連でそれを考えた方がいいのか。あるいはふえつつあるこういう試験研究機関というものを、どういう方法で管理をしたならば繁雑にならずに試験研究というものがやっていけるのだろうか。こういう点について絶えず疑問を持っておるわけです。

そこで、できれば管理局長からでけっこうでありますけれども、この八条機関というものの性格について少し教えてもらいたいと思うのです。そうして、私が今まで見た限りでは、これは行政行為は一応できない機関になっておる、部内の機関になっておる。ところが、実際にはかなり行政行為を行なわせておる機関も相当存在をする。そういう意味で、私は去年からこの八条機関の性格をめぐって指摘をしておるわけですが、その後、行政管理局長でどういうふうな点について検討されて、今後、いま申し上げましたように、この八条機関というものをどういうふうなされていくのか。これを分解をすれば、三条の行政機関になっていくものもあるでしょうし、営造物的なものになっていくものもあるでしょうし、そういう意味も含めて、八条機関についてその後の経過を含めながらひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

御指摘のとおり、八条機関には非常に種々雑多なものが入っております。ただいまお話しのとおり六つないし七つの、しかも七つのその他となりまして、これはまたその中にいろいろ入るものが入っているという状況でございます。そこにあるいろいろな問題がござりますこともお話しのとおりというふうに思っております。いろいろ現在検討をいたしております。一昨日も私からも、長官からも申し上げましたように、こういう点につきまして専門に検討する部内の組織も設けまして勉強を始めておりますが、いかんせん非常に関係する

分野も広く、なかなか現状把握という以上に、こういうふうなすべきだということまでまだはっきりした結論にはもちろん到達いたしておりません。それで、ただいまお話の中、特に問題になります点の一つとして、八条機関の中で、行政行為を行なうものが出てくるのではないか、出てきているのではないかとのお話でございます。それは確かにござります。またこれは従来から私も八条機関は行政行為を行なえないというところは必ずしも考えていなかったわけでございます。行政行為が行なえますかどうか、そういう権限が行使できますかどうかは、実体法の定めるところによるというふうな考え方をいたしております。ただ実体法に定めます権限を行ないますと、その行ないます事務の内容でござります。それから、規模でござりますとか、そのための事務組織から考えまして、三条機関として置くべきものであるか、あるいは八条機関として置くべきものであるかという判断をいたしまして、ここにこれを八条機関、三条機関に仕分けてきております。そういう意味で、あるいは八条機関の性格も持つではないかとお考えなら、八条機関もこれは確かにあると思ひます。そういう点、また全般のこれは政策論でござりますが、組織の拡大を防止するということの意味から申しまして、やはり三条機関となりまして、これは国の行政機関ということ、府、省、委員会、庁という中に入りますし、そういう意味でできるだけ簡素な組織で仕事をを行なうという趣意から申しまして、組織の拡大を防止するということの意味から、八条機関でござりますが、あるいは率直に申しまして言えるかと思っております。もう一つ、これをどういうふうにいたしますかということにつきまして、実はこれは組織法、ある意味では全般と申しますか、かなり中心の問題かと思っております。と申しますのは、国の行政機関でござります府、省、委員会、庁の中に七条機関、八条機関、九条機関、三つの種類が置かれておるわけ

でございますが、七条機関は内部部局でござります。この点はもちろん十分御承知と思ひますが、九条機関は地方支分部局、残りの機関がすべて八条機関ということになっておまして、そういう結果からいたしまして申し上げましたようないろいろなものが入るということになっております。そういう意味で私も一生懸命勉強いたしておりますが、できるだけ早い時期に、そういうものについて今後どういうふうな持っていくかということの勉強をいたしまして、結論を出していきたいというふうに思っております。

○山崎昇君 そこで、いまは検討すると言われるわけですから、これは去年の委員会でもあなたのほうは検討中と言われた。だから、私が質問するたびに検討中でありまして全然進んでないんですね。これはまことに私は遺憾だと思ひます。そして、私も各設置法で、各省からいろいろ法案が出てまいりますから、一々聞きますと、ほんとうは三条機関でやりたいのだけれども、行政管理局が認めぬからやむを得ず八条機関にいたしました。しかし、内容は三条機関でござります。なんという答弁を各省からされますと、私もそうであるというわけにいかなくなってくる。だから、私は行政機関をあなたの方ばかりのだけのこと、どうももうまいかぬから八条機関ということ、で逃げてやっていると。これを称して私も脱法行為と言っているわけですが、必ずしもそれは法律違反という趣意ではござりません。そういう意味で私はこの八条機関の整理というものは最も急を要する問題ではないかというふうに考えます。さらにお聞きをしておきたいのは、調べて見ますという、たとえば外務、大蔵、労働、自治などという各省には参与とかあるのは顧問とか、こういうものをまだ訓令その他で置いているのです。これは一体それじゃ国家行政組織法上こういうものがあるのかと言え、何もなしで、すね、こういうものは。そして閣議では麗々しく何か懇談会等の行政協議会のようなものはつくっちゃいかぬとか、できるだけ整理せよとか、

いろいろなことの運営通達を出されているけれども、現実にはこういうものが存在している。そうしてだんだん調べてみると、これはどうも国家行政組織法の二十条から十七条に規定するようない規則になっている、こういうものを行政管理局は認めているのですか。こういう職については、ほんとうは官と職の問題についてはもっと詳しくやりたいのですが、とりあえず、この参与とか顧問とか、こういうものがずいぶん置かれておりますが、これは一体どういふものなのか、明らかにしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 政府委員から答弁させていただきます。

○政府委員(河合三良君) 御指摘の参与、顧問等につきましては、そのうちのあるものにつきましては、それぞれの行政機関の設置法に規定してあるものもござります。それからそうでなしに省令あるいは訓令に定めているものもござります。これは現在のところ行政管理局の審査の対象にはなっておりませんので、各省庁においての判断で置かれておるものでござります。いずれも非常勤の職員でござります。

○山崎昇君 そうすると、各省は国家行政組織法にも何にも規定がないから、こういう職は訓令その他組織規定でかたに置いていいということになるわけですね。そうして、たとえば労働省の顧問なんというものをみると、それは組織規程二条の二にあるわけですが、「労働省の所掌事務のうち重要な施策に参画する」というのです。法的には何の地位もない人だけれども、訓令でこういうものが置かれて、労働省の施策の最高会議にこういうものがくちばしを入れることになっている、こういうもの、あなたの方はそれじや置いていいということになっているのかどうか、私はいささか納得がいけない。そして同じ顧問、参与でも外務省、大蔵省の場合は設置法で置いている、こういう点はどういうふうな私ども理解したいのか、あまりにも私はいまの政府の、この官もそうでありまして、職もそうであります。適当

かつてに置かせる、そうして内容を見ればきわめて重要な仕事をなさしている。法的根拠は全然ない、こういうことについて行政管理局はどうか、このようにお聞きをしたいと思います。

○政府委員(河合三良君) 御指摘の点、私もまたここにございとも思いますが、まあたまたま、まことに個人的な知識、経験を活用するということ、非常勤でそういう方の経験を生かしていくということは、いろいろとそういう場合はあり得ると思います。ただ現在の、ただいま御指摘のように法形式、任命形式、あるいはその地位につきまして、省庁によりまして非常にこぼこがあるという点につきましては、私も反省いたすべきだと思えます。そういう点につきましても十分検討したいと思えます。

○山崎昇君 これはまたいづれもう少し詳しくやりたいと思いますが、四時半に総理大臣が来られるのでありますから、もう一問で私の質問はやめたいと思いますが、そこで、最後にお聞きしたいのは、外局の問題についてお聞きをしておきたい。これは大臣がその長官になっているもの、あるいは委員長になっているものもありますが、そうでないものを洗ってみれば、法務省には公安調査庁、大蔵省には国税庁、厚生省には社会保険庁、農林省には林野庁、食糧庁、水産庁、通産省には特許庁、中小企業庁、運輸には海上保安庁、気象庁、自治省には消防庁等々があるわけですね。

と、このいづれももちろん省が違いますが、ありますから性格も違いますが、この仕事を果たするにあたってみずからの出先機関を持ってやっていると、地方公共団体を通じてやっていると、内局があつて、内局の指示に基づいてやっていると、そうでないところと、さまざまになつてゐる。そこで、私はこれはさつき総理にも申し上げましたけれども、地方自治体との行政事務の再配分とも関連してくるし、地方に置く支局とも関連をしてくる問題であります。この外局だけ調べてみてかなり問題点を含んでいるように私は思うわけでありまして、そこで行政

管理庁としては、この外局についてどういう検討をされているのか、あるいは今後とも委員会とか、庁とかという名称になっておりますが、一体これはどういう検討の方法をとっていくのか、この機会にひとつ聞いておきたいと思つて。

○政府委員(河合三良君) ただいま御指摘の点につきまして、現在、国家行政組織法に規定いたしております外局でございまして、庁と委員会、これにつきましてその名称をいさへ変える、あるいは別途の措置を講ずるといふことを直接考へてゐるわけではございません。しかしながら、御指摘にございまして、また相当部分のものがいろいろ歴史的な経緯、生々發展の経緯もあると思ひます。そういう点もございまして、実際の行政の実施に際しましてはいろいろの違ひが出てくる点、あるいはあるかと思ひます。そういう点につきましても、私もできるだけ統一した指導をいたしていくように今後とも検討していきたいと思ひます。

○委員長(八田一朗君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(八田一朗君) 速記を起こして。○中尾展義君 それじゃ、総定員法に触れる前に、総理の行政改革に対する基本的姿勢につきまして伺ひをしたいと思います。まあこの問題は午前中も質疑がありまして総理から答弁があつたのですが、とにかくいま少し日をかして、こういふような答弁でありましたけれども、実際の行政改革の問題は、いま国民の側から見ますと非常にこれは煩瑣で、早いところ解決してもらいたい、こういう問題が非常に多いのです。この各省にまたがっている共同管理の問題にしても、あるいは許認可制の整備の問題、あるいは社会保険の一元化、けさから何回かありますけれども、しかし、こういう問題がなかなか解決をしない、もう臨調の答申を得ましてから五、六年になるわけですが、しかし、この最大の原因は何といつても内閣の総合調整機能が弱体であると、こう思うわけですが、この総

合調整機能というものがいまこの予算編成の段階ではなかなかやがたい。まあ御存じのとおり、予算編成は、大蔵省、大蔵省が最初やるわけでありまして、いろいろな問題がありましてなかなかできない。そういうことで、内閣の強化といひますか、内閣の補佐官と予算関係会議制度についてこの答申があつたわけですが、これにつきまして総理はどのように考へていらつしやるのか、はたして前向きでこれをおやりになるつもりなのか、その辺のところを、もう少しききほどの答弁よりか前進した答弁をお聞きしたい。

○国務大臣(佐藤作君) 内閣補佐官の問題は二回ばかり御審議をいただいたわけでありまして、いづれも、そのときの状態では成立を見なかつた。これはまあ経験済みの問題であります。これは皆さん方に責任があるというわけじゃありません。政府自身がやっぱり新しい制度について理解が十分でない、そういうことがいい結論を出せなかつたんだらうと、私はかように理解しております。また、私自身のことを言つてはたいへん私情になるようですけれども、総理大臣自身として、何か総理大臣の補佐機関が、補佐官が要るようには私は考へております。なかなかそう思つてもただいま提案できないような状態、あるいはこういう事柄は思い切つて指導すればいいんだと簡単に片づけられるかも知れませんが、そうでもない、やっぱりもっと必要なものがある。新しい増員という場合には、その辺のいづれを先にするかということを考へないものごとがおさまらない。内閣補佐官をつくる、強化する必要があるのじゃないか、もっともとがあらはしないかというやうな議論も出てまいりと思ひますので、これはやっぱり慎重にならざるを得ない、かように思ひます。

次の予算局の問題、これはもうけさほど申し上げたのですが、これはどうも歳入歳出別々の方法にする、どうもまだ政府内部ではそれになれない、こういうものがあります。そういうような点が結局はただいま御指摘になりました総合調整機能が、そういうのが不足しているのじゃないか、か

ような批判を受けるゆゑんかと思ひます。しかし、予算に関する問題は、今日、経済見通し、あるいは成長見通しと申しますか、まあ経済企画庁自身の一ツ働きがある。そのものを受けて予算編成にかかる。まあそこらある程度の総合調整はできるやうに思つております。経済見通しそのものが、各省が閣議を無視して一つだけが突つ走るわけじゃありません。その辺では各閣僚との間にもそこがないうちに一応はできてゐる、かように私思つております。しかし、最も大事なことは総合調整、これに踏み出さなければならぬ。そして、ただいま申すように、予算や内閣補佐は別として、各省間の共管の事案、それなどが積極的に解決されなければならぬ。すでに御承知のやうに、観光行政の一元化等についてすでに踏み出してゐる。ただいま行政で、ただいまのやうな共管事項の整理をやる、こういうやうな方向でございまして、全然手がついていないというわけじゃございません。しかし、御指摘になりましたやうに、それがいかにも手ぬるい、もつとばたばたと早くできないか、かようにお考へになるのはごもっともだと思ひます。総体そのものの仕上げはおそくとも、とにかく一つでも動き、毎日動いて、そして片づく方向に進んでいくなら、おそらく国民がまんざらされるだらうと思ひますけれども、何にもしないやうじゃちよつと困ります。まあ総定員法が一つ通る、これが一つのきつかけになる、かように私は考へますので、まずそれがいいのか、やっぱり定員法から考へるのはいいか、あるいは、そういう意味で皆さまの御審議をいただきたい。同時に、こういうことが済めば、今度は各局機構そのものの適正化、そういう方向に努力をしなければならぬ。まあいろいろ問題があるわけですが、取り組む方を一体何から始めたらいいか。もう私は総定員法に取り組むことが一つの行政改革を推進するゆゑんだと、かように実は考へておるのであります。ただ、総定員法にぶつかりますと、これも何べんも申すことではあります、出血整理をやるのではないか、あるいはまた本人

の意思に反して勤務場所をかってにきめるのじやないか等々の心配があります。私のいままでの戦後の経験から申せば、出血整理というものは一番問題だと思ひます。ことに行政官庁はそう大した問題はまずやらぬからならぬと思つておりますが、三公社五現業、こういうような現業部門ではたいへん実は問題になつてくる。——たいへん長くお話ししてまことに恐縮ですが、以上でございします。

○中尾辰義君 時間がないから。要するに、何を先にやるかということ、今回は総定員法を出したと、こういうことでありますけれども、私はやはりこの行政改革の問題、これは各省のセクショナルリズムに関連してありまして、これは予算編成の段階において各省は各省で自分かつてな——自分かつてというわけじゃないけれども、責任遂行という面から言うて強硬に自分の意見をやる。そういうことで、それがなかなかまとまらない。まとまらないから、やはり依然として共同管理、競合の問題等も解決しない、こういう経過になつていふと思ひます。予算編成の段階を見まして、八、九、十と、大体この辺のところでは各省から予算の要求が出る。それを年末に大蔵省がまとめて、ごっそり主計官が大なたをふるつて大蔵原案をつくる。大蔵原案をつくつたら今度は折衝段階に入つて、それで政府案ができる。こうなつていふのです。この段階が私は問題があると思ひます。ですから、やはり頭のほうからこの予算編成の機関というものをもう少し強力にしたらどうだ。いまの国務大臣というのは、国務大臣ではありますけれども、これは行政部の各省のまあ長官です。悪く言えば、利益代表みたいなものです。そういうものがまとまって閣議をやつても、結局それは何というか、閣僚の集合体みたいなもので、ほんとうに高度の立場から国の国策を遂行するというような非常にきつぱな政策は出てこないような現状なんですね。それが結局はまあ予算のぶんとり合戦になつて、そして財政がどんどん膨張していく、それから財政硬直化が起こつてくる。

こういうようなことになつていふのですがね。総定員法は別として、特に私はこの内閣補佐官の問題と予算閣僚会議というのについて聞いておるわけですね。その辺のところを全然これはもうやる気がないのか、手をつけていないのか、やるけれどももう少し、けきみだいに時間をかしてくれとおしやるのか、その辺のところの答弁をお伺いしたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) いまたいへんよいことを言つたのですが、この二つは先ほど申し上げたのです。この二つについては、これはやっぱり前向きで考えたい。すでに補佐官の問題では審議を受けたけれども、過去においては成案が国会の審議を通過しなかつた、こういう苦い経験があるのであります。けれども、いま捨てたつもりはございません。またこの次の問題、予算閣議あるいは予算局、こういう問題については、私は先ほど来申しますように必ずしも賛成しない。事への協力、これは十分できるように、そのほうに力を入れるべきだと思ひます。またいま予算の分配取りだということも言われました。また定員の問題にしても、各省にまたがる前に自分が所管しておる一省の中で各局間の人員の融通すらできないのがいまの状態であります。これは自分のところでもまずこの問題を解決して、省内で各局の間で人員の融通をする。さらに大にしては内閣、各省間にわたる、こういうふうにして適正な配備をはかる、ただいまそれと取り組んでいられるわけでございます。

○中尾辰義君 あまり時間がないので、次はそれじゃ総定員法の本法について聞いてみたいと思ひます。今度は五%の削減で、これは各省通じてやる、こういうふうになつておりますけれども、非常に各省におきましてアンバランスが——建設省、農林省、北海道開発庁、こういうところは非常に多い。少ないところもあります、それがどういうわけかそういうふうになつていふのか、これが第一点。

その次は、これは要するに、向こう三年間、実

質的には四十三、四十四、四十五、四十六ですから四年間になるわけですが、おたくの趣旨を肯定して三年間としまして、この三年間の期限立法になるのか、三年間を経過したらどうなるのか。当然経済の開発に従つていふような国民に対するサービス部門もふえてくるでしようし、そうしますと、やはりこれは最高をきめておきまして将来はふやしていかなきゃならないような私は感じがするわけですが、この辺のところはどうなつておるのか、そのときはあらためてまた最高の限度数をふやす法案を出すのか、その辺のところをひとつ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私が答え申し上げたほうがよからうかと思ひますが、御指摘のようにな、いつかもお答えしたことありますが、日本の経済が発展し、国力が増進していく、国民生活も向上していくというコースをたどる限りにおいては、行政需要というものは一般的に、通俗に考えますればふえていくのであります。それに正比例するかどうかは別問題としまして、公務員もふやさなければ少くとも新規需要には応じ得ないということはある。そこで最高限度をきめておきまして、ある時期には最高限度の定員の数をもっと上げるという案件として御審議願う機会も当然予想できるものと思ひます。しかしながら、できればそれを行政需要が減退したところから、できればそれを配置がえいたしまして、人間も場合によりましては配置転換に應じてもらつて新しい需要に應ずる。一方においては減る、一方においてふえるというふうなプラス・マイナスしますれば、現状維持でどうやら新規の需要にも応じていけるということが期待されるのじやなからうか。その期待を念頭において運用していきたいというのが基本的な総定員法の運用の方針でございます。繰り返して申し上げますが、最高限度がさらに上回るように御決定いただかなければならぬことは絶対ないとは申し上げられません。あり得ると思ひます。また、最高限度の今度おきめいただいたのと実情とを比べてみれば、この幅がこんな

広がつてくることもなしとしない。そういうところから最高限度そのものがおよそ必要以上に間隔があき過ぎますと、これを押し下げる、最高限度の数を減らすということもあり得ると思ひます。その両面が考えられますけれども、いづれにしても出血整理をしないので、配置転換によりまして行政需要の緩急に應じていくことを的確に合理的に運用していきたい、こういう考えでございます。

○中尾辰義君 それでは最高をふやす場合もあるが、場合によっては行政改革の段階におきましては減らす場合もある。こういうふうには理解していいんですね。

それではこの問題と若干重複になりますけれども、最も本法案で心配になつておる点でありますし、重ねて私は総理の答弁をお伺いしたいのです。問題は前回も答弁がありましたこの法案の施行に對しましては出血整理はしない。それから本人の意に反する不当配置転換はしない、このおっしゃつたわけですが、この法律のたてまえからいいますと、定員は政令事項でございまして一方におきましては国家公務員法の第七十八条には、「職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができ。」こうなつておるわけですね。なお、「官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合」が掲げられている。こういうふうに見ると、政府は出血整理をしない、こういう答弁でありまして、この政令事項によつて首切りの心配がある。この辺のところは公務員諸君の最も心配の点でもあるわけでありまして、これをひとつ納得のいく答弁を総理からお願ひしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 総理がお答え申し上げます前に前置きを言わせていただきます。これはまた繰り返しのようになると思ひますが、お許しをいただきます。

先ほど申し上げましたように、運営をいたしま

すゆえんのは、いわば国家公務員法七十八条、特に第四号が、いわば制度としてはありましても、それに依存する必要があるように運営して行政改革をやり、行政サービスを低下させないよう努力して、このための総定員法でございまして、現実問題として七十八条第四号が要らなくとも同時に、政治論といたしましても、総定員法そのものが考え出された経過から御説明申し上げたわけでございまして、出血液理をしないために、そして配置転換で原則として運営するために何かいい方法はないかということ、同時に、それは行政需要に応じなきゃならぬという使命も持つ制度づけ、定員に關します制度づけは何だろと模索しながら、臨調の答申に何らかそういう制度をつくるべきであるという答申に應ずる意味において御審議を願う段階にきたわけでございまして、同時に、さらに何度も申し上げましたけれども、臨時行政調査会を設置し法律を御審議願ったときの附帯決議の趣旨は、然としてこの総定員法に付いて回っておる。臨調の答申そのものも尊重しなきゃならぬと設置法で国会から御要求に相なっておる。その答申にもいま申し上げた趣旨のことがうたわれておることを受けて法律でございまして、たまたま荒木という男が行管長官を命ぜられておるから感想として言うんじゃないことじゃないに、法律そのものの立法趣旨が、国家公務員法七十八条第四号は事実上無用にいたしますよ、そういう運営をしなければならぬぞと御要望に相なっておるものとして運営すべきである、これはもう当然の帰結だろうと思ひます。繰り返し申し上げますが、出血整理なんであり得ない、いわんや個人の意思に反して配置転換してみたいところで、働く気分にならないものであろうし、そういうおろかなことが運用上あつてはならないもの、こういうふう存じておる次第でございまして。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま荒木君から詳しくお答えをいたしました。私もまた北村君、山崎君に午前中この委員会のお答えしたわけ

でございますが、別な考え方を持っているわけではございません。いま申し上げたような出血整理、さらに本人の意向に反して無理な人員配置はしないというのを重ねて申し上げます。

○中尾展義君 まあそういうことでありますけれども、やはり實際人事になりますと、局長あたりに呼ばれては何時も説得されると、こういうようなケースもあるわけでございますから、ただいまの答弁のように全面的に信頼できるかどうか、これはまだ疑問であります。かつて池田総理は、私はうそは申しませんが、あの人はまあおっしゃったのですが、佐藤内閣も、しかしいままでの経過からみてちよいとやっぱりうそも出ているように感じます。現にこの前、運輸委員会では質疑は打ち切らないと言いつながら打ち切ったのだから、だから、いまの答弁は若干の差引きをして私は受け取らざるを得ない。そういう意味で再度そのうそは申しませんといううな意味の答弁をしていただきたい。これで私は終りにしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) いまのお話で問題になるのは、上長が不忠実に施策を遂行していく、こういう場合によく聞くことですが、どうも肩をたたかたれたらやめろという合図だ、肩をたたかれないようにそぼへ寄らないようにといううな話がありまして、いま局長から説得をされるといううなこともあるのではないかと、やっぱりうな話もお話もございました。しかし、これはやっぱりうな話で話を進めていかなければならぬ場合もあるだろうと思ひます。ただ、やめるのは本人のほうから出てこない限りやめることではない、こまでは申し上げられませんが、そうまでは公務員自身も考へていないのじゃないかと思ひます。やっぱり長いことお世話になった、そうして自分たちの担当している仕事に非常に楽になった、他に適当なところへ世話してくれぬなら出ていっていいんじゃないか、こういう人もあると思ひます。しかし、みずから進んで、私はもうそういう何か補充要員だと、もう自由にしてください、こういう

ことはなかなかそこまで申し出る人は少ないんじゃないかと思ひます。だから、まあ實際上の運用で、私は先ほど来申すようなことは、現実の問題が意に反してやられる、それがどの辺からいかわゆる意に反したことになるのか、そこらに一つの問題があるだろうと思ひます。けれども、私こそでお答えする以上、そういう点も含めて、よく御本人の納得のもとにおいて人事異動は考えべきだ、こういうことを申し上げておきます。ただいまでも整理の要員ではありませぬけれども、転職あるいは勤務地をかえられるという場合には、やっぱり事前にごそこへ行ってくれというように了承をとっております。この者がもつとはなはだしい場合、身分に關する場合ですから、もちろんその点ではよく話し合ひをしなければならぬと思つております。また、ことに職員組合の諸君だつて、そういうものを見過ごしにしないだろうと思ふ。組合の諸君は身分に關する事柄が一番の問題ですから、そういう意味では話し合ひは十分つくだらう。私はそのように、どちらかといううと皆さんほど心配しないで、この問題はスムーズに解決できるんじゃないか、こういうふう思つております。

○片山武夫君 総理に質問を二つ、三つしてみたいと思ひます。今度の総定員法の提案理由の中に、行政の簡素化あるいは能率化、そして配置転換を容易にするために、現在の各省庁別定員を総定員法に改めたい、こういう趣旨の提案の理由、今日までいろいろ荒木長官中心に質問をかわされておりましたけれども、結局その理由としては、各省庁の設置法、この各省庁のセクト主義の悪い面、これが一つの大きな障害となつて今日まで考へておった能率化、簡素化あるいは配置転換が容易に行なわれにくいのだ、こういう理由を申し述べられておるわけなんです。しかし、この理由は私はちよつと総定員法を出す理由としては根拠が薄い、かように感じておるわけなんです。元来、政府は簡素化なり能率化、これは国民の要望にこたえて努力する、これはもう責務があるわけ

けなうでして、当然やらなければならぬ事柄であつたと思うのであります。また、同時にやつておられたと思うのであります。これがなかなか現在の設置法があるために行なえない。これは一つの大きな理由には私はなりたいたいと思ふのですが、そのことが一つ、いま一つこのセクショナリズムを解消する。これはいい面悪い面は確かに長官も言われておつたように、私もそういうふう理解したいわけなんですけれども、結局そのセクショナリズムを除外するには、これは政府が各省庁間のいわゆる意思の疎通ですか、あるいは協調、こういう体制をつくり、さらにその上で総理の指導性を發揮することによって、このセクショナリズムは解消できるのだと私は理解しております。この総定員法によつてこれが解消できるのだとは思ひきれないわけですが、その点についての総理のひといつ見解をぜひ伺ひたい。長官の見解はもうお聞きしましたから、総理の見解をお聞きしたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは理屈ではもうみなわかつてゐる。しかし、理屈でわかつてゐるものがなかなか理屈どおりにならない。こういうところの問題があるのです。先ほども中尾さんにお答えしたように、一省の中でも各局間の人間の交流、人事の交流はなかなかできない。課長、部長、局長、その辺のところは人事異動が辞令一本でできますが、なかなか係の者になりますと、どうも局をかわりたくない、こういうことも出てくる。しかしこれを、実際にそれを円滑にするために、今度、ときに各省の間でも甲の省から乙の省へ移る、それもしくは係員でやろう、そのものになるのが総定員法で、総定員法に各大臣が賛成したんです。でありますから、もう道は開けてゐるんで、この法律をひとつ通していただければ、各省大臣ももうすでにこれに賛成したんですから、今度は實際の配置、行管の大臣の言うこともよく聞いてくれるだろうと、私かように考へております。この法律を出すこと自身がなかなか問題があつたはずで、けれども、それはなかつたんで

しかもこれは官庁側の間違いで取り消されたということがあるんです。だから、ない、ないと言われるけれども事実あるんです。事実私はそれを

あげている。具体的にたくさんあげることはできません。口ではそう言っているわけですが、知らぬは政府ばかりなりということがある。下のほうはどうかという、下のほうはそれは言われながら、実際は肩をたたき、あるいは意地悪をする、それでなければ職場で口を聞かない、何ぼでもやる手はある。私は知っている、その実態を。そういう形でやっている。これもあなた雲の上になってはまずいんですから、ほんとうにこれは下情に通じていかなければだめです。ここだけうまいこと言って、きれいにいって、実態はどうかという、いまの官僚制度というものはたいへんなものを持っているんです。私はその実態を知っているから、これについて追及している。そのいまのような点で私は三点お聞きしましたが、本人の同意がなければ配置転換の発令をしない、これはようございませうね。——これは確認します。その次は、事前協議で拒否することができる。本人の意思でもってこれはだめだ、ひどい、私は子供があつて、そうしてずいぶん主人と遠く離れて、そういうような中で病人がいるのに配置転換を強制するということはごめんだ、人権無視だ、こういう拒否は認める、こういう点もようございませうね。——これも第二点確認いたします。そうして先ほどの話では、できるだけ組合と話をしようというんですから、これもようございませうね。——それじゃこの三点を確認しておきます。

最後に、この政府の定員管理に関する基本姿勢について簡単にお伺いします。国家公務員定員削減の実態を見ますと、たとえば気象庁における定員削減、あるいは農林省にあっては食糧制度のなしくずし改悪と結びついた食糧管理事務所の減員、また労働省にあっては労働保護政策の切り捨てと結びついた職安や労働保護官署の減員など、政府の国民生活破壊の政策と結びついて国民の生活と権利にかかわる行政部門の職員に集中して定員削減が行なわれております。国立大学の教官は若干の増員が行なわれているが、これとても教官一人当たりの学生数は昭和三十九年の六・五人から四

十三年では八・三人と相対的には減員になっている。それから看護婦の問題ですが、看護婦は国立病院の看護婦がこれは幾分ふやされております。二百六十一名ふやされた。人事院の判定では一人夜勤はやめ、一カ月八日に制限する、こういうことでした。で、厚生省は二百百人を三年でやるというので七百八人要求したが実際は二百六十一人。だから人事院の判定などというものは全然行なわれていない、こういう現状です。ところが、これとは全く逆に、自衛官とか警察官などの公安職員、それから裁判官、検察官などの軍事、弾圧部門、さらに徴税機構、指定職などの高級官僚などは飛躍的に拡大強化されています。現実には起きているこのような定員削減の実態は、政府の定員規制が一体だれのためか、何の目的なのか、何のための定員削減なのか、この点をほんとうに私は佐藤自民党内閣の政策と関連して明らかにしなくてはならぬ、この点について総理の見解を伺って私の質問を終わります。

○国務大臣(佐藤榮作君) だいぶ岩間君、言いたいことをおっしゃいましたが、私は総定員法の御審議をいただいております、その趣旨はすでに御説明しておることだと思ひますが、その趣旨を御理解いただくといまのようなお尋ねは削えるんじゃないかと考えます。どうかひとつよろしく願ひします。

○委員長(八田一朗君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

本日はこれで散会いたします。

午後五時三十四分散会

第十四号中正誤

べ段行誤

二四末路上

露場

正